

行政資料

市行政から見たオウムの記録

富士宮市

目 次

はじめに

1	富士宮市への進出	1
	ー歴史の里 人穴へー	
	(1) 富士山総本部の建設	1
	(2) 狩宿にあった印刷工場	2
2	オウムと環境問題	4
	ーゴミと公害問題ー	
	(1) ゴミとその処理、焼却・投棄	4
	(2) 水、排水、便所	5
	(3) 地域とのトラブル	6
3	住民登録と居住	8
	ーその重さと難しさー	
	(1) 増え続けた住民登録	8
	(2) 上九一色村等の政治的危機感	9
	(3) 住民登録の拒否	11
	(4) 居住者の調査実施と職権消除	12
4	子供たちと義務教育	15
	ー複雑だった現場での対応ー	
	(1) 小中学校への就学	15
	(2) 就学、出席の督促	15
	(3) 学校の状況	16
	(4) 就学への考え	17
5	異例づくめの福祉	19
	ー児童の問題や国保などー	
	(1) 保護された子供たち	19
	(2) 高齢者の相談	20
	(3) 国民健康保険と医療費	20
	(4) オウム相談窓口の設置	21

6	100回を超えた納税指導	23
	－税金の徴収－	
	(1) 個人の税	23
	(2) 教団の税	23
	(3) 市の債権	24
7	農地法の違反問題	25
	－総本部隣接地への対応－	
	(1) 農地の状況	25
	(2) 現地の調査・指導	26
8	検問や警備派出所の設置	28
	－住民の危機感への警察の対応－	
9	総本部の土地の取得	30
	－管財人との協議－	
	(1) 「富士山総本部」隣接地の問題	30
	(2) 自治体・地域住民連絡協議会	30
	(3) 総本部明渡しとバザー	31
	(4) 破産管財人との協議	32
	(5) 施設の解体と土地取得	33
10	19回に及ぶ特別委員会開催	35
	－積極的に活動した市議会－	
11	市民団体の活動	39
	－立ち上がった市民団体－	
	(1) オウム教を解散させる富士宮市民の会の結成と活力	39
	(2) 人穴区オウム真理教対策委員会	41
	オウム真理教富士山総本部周辺図	44
	年 表	45

は　じ　め　に

オウム真理教の引き起こした未曾有の事件は、マスコミを通して大々的に報道された。

富士宮市には、「富士山総本部」と称された施設があり、そこが事件の一つの舞台となっただけでなく一時は千人を超える住民登録が行われていたことから、恐らく地方自治体としては体験したことの無かったであろう事態に次々と直面した。

オウム真理教が起こした一連の事件や、社会的影響等については、既に様々な書物が出され、裁判の成り行きを含めて、今後も記述されて行くに違いない。

我々は、それらの中には留められないであろう市の行政が直面した記録を取りまとめ、行政資料として留めるとともに、行政と一緒にあってこの問題に取り組んでいただいた市議会や市民の皆様への報告にも代えたいと考え、この資料の編さんを試みたものである。

同時にオウム真理教を信じていた人たちが、再びあのような反社会的な事件を引き起こしたりすることの無いように心から願うものである。

このオウム真理教に係る対応は、市の各部署にわたって行われたため、記録の編集に当たっては、当時担当した部課長を中心に編集委員会を組織し、それぞれの部署の報告に基づき一冊の刊行物とした。

そのために、若干の記述の重複や文章表現の差異もあるが御了解を願いたい。

1 富士宮市への進出

－歴史の里 人穴へ－

「オウム真理教富士山総本部」と称される建物のあった富士宮市人穴地区は、富士山西麓の広大な朝霧高原の一角にある。

源頼朝の富士の巻狩りにかかわる説話が残っており、昔から駿河と甲斐とを結ぶ「甲州街道」と呼ばれる主要道路が通っていた。

そこには、富士山噴火のときに出来た溶岩流による「人穴」と呼ばれる洞くつがあり、富士山を信仰する富士講のメッカとなり、今も穴の入口近くに先達の記念碑や墓が林立している。

地名の「人穴」もこの洞くつの名前からのものである。また、周辺は、第二次世界大戦の最中、少年戦車兵学校もあり陸軍の演習地でもあったが、大戦後は、新天地を目指して、長野県等から多くの人が入植し、今では見事な酪農地帯を築いている。

(1) 富士山総本部の建設

このような牧歌的な地に、突然オウム真理教が進出してきたのは、昭和62年12月のこと。

当時の人穴区の戸数は158戸、人口は685人であった。

こののどかな地域で信者は、大型バス、コンテナ、テントでの生活を始めた。

その頃、オウム真理教は地元の人達に、

道路をつくりたいので、土地を売って欲しい。

病院をつくる。地域の人も診てあげるので協力して欲しい。

印刷工場を建てる。

学校を建てる。

ラーメン工場を建てる。

等々の説明をし、協力を求めて歩いていた。

まず、「富士山総本部」の拠点となった土地は、富士宮市人穴381番1。面積は、1,347.98平方メートルで、昭和63年2月23日に麻原彰晃こと松本智津夫が売買で取得した。この土地と翌年取得した土地は、前所有者が宅地として使用していた既存宅地で、建物の建築が可能であった。さらに、同じ昭和63年3月8日、松本智津夫は、この土地の隣接農地や山林に金銭消費貸借権を設定した。

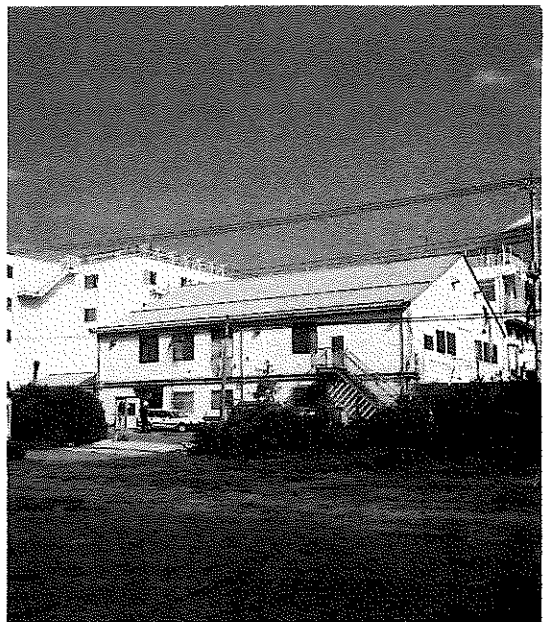
この年の5月、6月、10月にそれぞれ1棟ずつ総本部といわれた建物の建築確認申請書が提出された。

「富士山総本部」の建設は、信者の手で始められた。夜9時までとの地元との約束を無視して昼夜を問わずに作業は続いた。

これら3棟の建物は、昭和63年末には完成したが、その後も、内部の工事は続けられた。そして、翌平成元年4月13日に建設地の地続きの既存宅地408.94平方メートルを松本智津夫が購入、4棟目の建設が行われることになった。

教団では、この地に大きな構想を描いており、人穴診療所を建てるとか11階の高層建築物を建設すると言って、地元や行政にその実現に向けて働き掛けもした。真夜中に、完成予想図を持参してある関係者の家に行き、理解を求めたこともあったと聞く。

しかし、その頃、人穴地区では、オウム真理教の迷惑行為に対する警戒心が強まり、「人穴区を明るくする会」を結成しようという声が上がっていた時でもあり、オウム真理教の話に耳を貸す人もなく、地元での理解は得られなかった。また、建設場所が市街化調整区域であり、法的な壁も厚く、教団の計画は実現できなかった。



▲ オウム真理教富士山総本部

そして、富士宮市での施設の拡張を断念したオウム真理教は、結局、富士宮市と隣接する山梨県西八代郡上九一色村富士ヶ嶺に多数の建物を建てた。人穴と富士ヶ嶺は約10キロメートルしか離れておらず、自動車では10分足らずと極めて近距離にある。

平成5年から平成6年にかけて、毎日、オウム真理教の信者がこの二つの施設の間を白い覆面、白装束という姿で行き来しているのを、多くの人が見かけた。

(2) 狩宿にあった印刷工場

富士宮市内には、人穴の「富士山総本部」以外に、狩宿にオウム真理教の印刷工場があった。狩宿は、かつて源頼朝が富士山の裾野で巻狩りをしたとき、本陣を置いたことにより付けられた地名で、人穴からおよそ5.5キロメートル南方に位置する。

平成2年2月11日の衆議院議員選挙に、オウム真理教は真理党と称して25人が出馬したが、この時の選挙ポスターは、この狩宿の工場で印刷されたものという。

この印刷工場は、以前、ミミズの養殖場として使用されていた場所である。教団はこの土地を借りて工場を作ったが、ポスター以外に布教用の書籍、外国語の書籍なども印刷していたようである。日が経つにつれ、連日10トン車でロール紙が運び込まれ、大型機械で大量の印刷が行われていたようである。

夜中に紙を燃して処分したり、周囲に印刷用インクを流したり、紙くずを散乱させたりしたこともあったが、狩宿地区に実害を与えることはなかった。狩宿用水から無断で取水していたので注意すると正式な手続をして、近所から水道水を分けてもらったり、地元の防災会に、印刷工場で働いている人の名簿を提出するなど、地元の言うことには従っていたという。

特別のことといえば、坂本弁護士一家拉致事件発生後、工場前に数名の人々が来て、メガホンで呼び掛けているのを近所の人達が目撃している。

「富士山総本部」の完成とともに、この狩宿の拠点は引きあげられていった。

2 オウムと環境問題

ーゴミと公害問題ー

(1) ゴミとその処理、焼却・投棄

平成元年にオウム真理教から、施設のゴミ処理について富士宮市芝川町厚生施設組合清掃センターに相談があった。ゴミの内容は、信者の施設内での生活で生じる一般廃棄物なので、直接清掃センターへ持ってくるよう指示した。その時から平成6年末まで、このことについては、さしたる問題はなく経過した。ちなみにゴミを入れた袋は、市の指定ゴミ袋であった。

しかし、平成7年に入ってゴミが増えはじめた。

平成7年4月になって、上九一色村の施設からゴミが「富士山総本部」経由で清掃センターへ持ち込まれているとの情報が寄せられた。教団に確認したところ事実と分かった。しかし、総本部からのゴミの搬入を全面的に拒否すれば、その周辺の空地等へのゴミ投棄につながりかねないと判断、そこで富士宮市と芝川町以外のものは処理できないことを納得させ、上九一色村のものは搬入しない旨の誓約書を提出させた。その結果、可燃物の量は、1月から3月までが1日当たり440キログラムであったものが、4月から6月まででは1日当たり210キログラムと半減した。

これとは別に、市の公害担当も忙しかった。

まず、オウム真理教が人穴に進出してきた翌年の昭和63年4月、周辺住民から苦情が市役所に寄せられた。建築に使った廃材などを施設で燃やしているため、そのばい煙がひどいというものである。また、護摩焚きと称して大きな焚き火をし、平成2年には火が周辺の立木に燃え移り、消防車が出動すると

いう騒ぎがあった。その後、大型の焼却炉がいくつか設置されたが、煙突から多量の煙と灰を出し、周辺の人々の生活に被害をもたらした。問題が起きるたびに公害担当職員が施設に出向き、注意、指導を重ねた。

焼却炉については、大気汚染防止法に基づく特定施設に該当するかど



▲ 護摩焚きと称して大きな焚き火をしていた「護摩壇」

うかの確認のため、立入りを求めたが、「宗教上の聖地」といって拒まれた。騒音、悪臭等とともにばい煙に対する行政指導は、非常に難しく苦慮した。

平成7年7月、建築廃材が大量に人穴の施設に運び込まれているとの情報が寄せられたため、市環境衛生課、市民生活課の職員が現地に行くと、塩化ビニールパイプなどの建築廃材がうずたかく野積みされていた。そこで責任者に対し、

- ① 塩化ビニールパイプ等建築廃材を上九一色村の施設から持ち込まない。
- ② 人穴の施設にある1トンと3トンの焼却炉は、民家に近いので南端に移動する。
- ③ 焼却するときは、近所に迷惑をかけないように天候・風向き・時間を配慮する。

等を約束させた。

また、平成7年7月27日と平成8年2月9日には、文書で次のことを指導した。

- ① 上九一色村で出たゴミを富士宮市に持ち込まない。
- ② 富士宮市では、土地の占有者に環境美化を義務付けている。教団も守られたい。
- ③ 教団施設内の大量の廃棄物を、速やかに責任を持って清掃する。
- ④ 処理計画書を平成8年2月22日までに提出する。

ゴミの自家処理問題は、他の公害問題ともかかわって大変な労力を要したが、農地の違法使用の改善指導をしていた農業委員会と力を合わせ、平成8年10月中旬、ようやく解決した。



▲ 建築廃材等の野積み(大量に運び込まれた建築廃材)

(2) 水、排水、便所

「富士山総本部」では当初、西富士用水を使っていた。しかし、西富士用水管理委員会ではオウム真理教の使用は、用水の使用目的外としてこれを禁止した。そこで、敷地内に井戸を掘ってまかなうことになったようだ。富士宮保健所へ浄化槽設置届を持参したオウム関係者によると、井戸から汲み上げた水は浄水器で滅菌し、20リットル入りのポリタンクに入れて各施設に運び、飲料水として使っている。この浄水器は、水をボイラーで300度に加熱し、蒸気化したものを冷却して、再度水に戻す方法で滅菌する。また、浄化槽、手洗い、シャワー、風呂等の水は、井戸から汲み上げた水を飲料水と分離し、牛乳を滅菌する装置を

応用した機械で滅菌して使ってるとのことだった。

他方、地下水の水質汚濁が心配されたので、施設の井戸の水質検査を申し入れた。教団は、問題がないのになぜ調査するのかなどと言って拒否していたが、結局、申入れをしてから半年後の、平成7年12月18日に2本の井戸の水質検査に応じた。その結果は、水道水の水質検査46項目については問題がなかった。

「富士山総本部」で使用された水は、施設の西側を通っている県道の側溝へ排水していた。しかし、側溝からあふれることもあり、特に冬季には歩道上で凍結し、児童生徒の通学にも支障をきたしたので、対応を促したが、排水については全く配慮されなかった。

この排水も検査をしたが、水質には特に問題はなかった。

便所は、単独浄化槽が2基設置されていた。一つは30人槽で、昭和63年6月29日に富士宮保健所に届出済であったが、もう一つの50人槽は未届出であり、指導の結果、届出がなされ、受理された。なお、放流水で問題になることはなかった。

(3) 地域とのトラブル

騒音の苦情も多かった。その内容は、施設の建設、ボイラー、そして宗教活動などに伴うものだった。

先に述べたように、昭和63年に総本部の建築が始められたが、地元との約束を無視しての早朝、真夜中を問わない工事による重機、発電機等の騒音そして振動もしばしば問題になった。

さらに、水の浄化に使用した浄水器のボイラーの音と蒸気、1日中流されていた拡声器による説法や音楽、マントラを合唱する声、夜中に自動車のドアを開閉する音、信者を呼び出すスピーカーの音等が近所の人たちには大変迷惑だった。

施設前の歩道の占拠に対する苦情もあった。人穴小学校、西富士中学校の通学路にもなっている施設前の県道は、トラックや乗用車を連ねて駐車していたので、子供も大人も車道を歩くことを強いられ、自動車は交互通行を余儀なくされた。

教団の自動車の運転も目に余るものがあり、自損事故も多かったとのことである。

施設では、一晩中サーチライトがこうこうと照らされ、住民に異様な雰囲気と家を見張られているような不安感を抱かせた。

市は、これらの行為を公害問題として、幾度となく行政指導してきた。また、平成7年1

月10日には文書で、教団の代表者に対して、騒音、ばい煙等公害の防止を指導した。

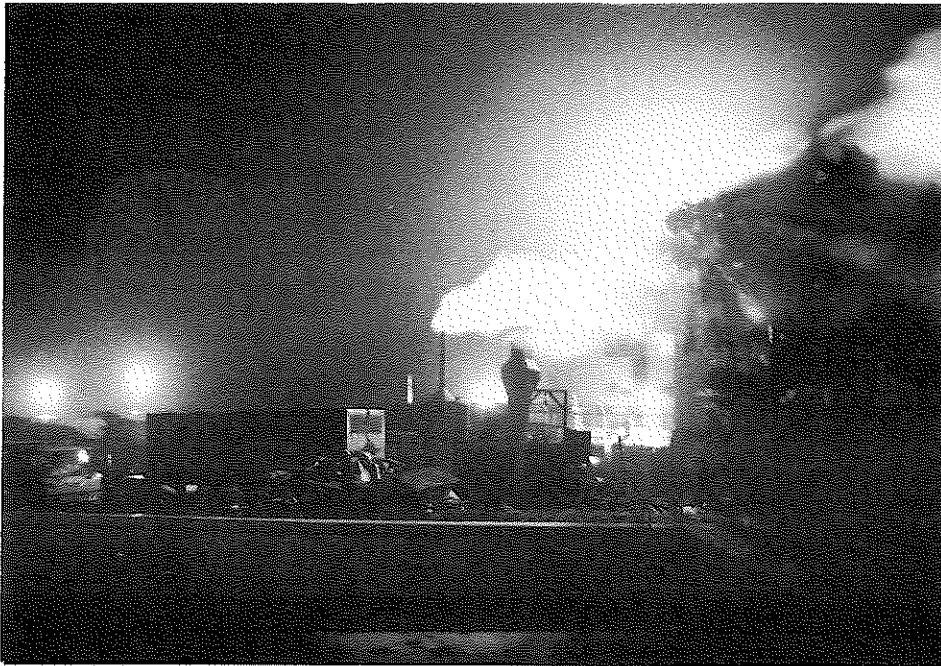
その内容は、

- ① 公害防止の配慮等再三要請しているが、改善されない。一層の対応をされたい。
- ② 騒音規制法、振動規制法、静岡県公害防止条例等に基づく施設を設置している場合、速やかに届出をされたい。

というものである。

しかし、教団からは照会もなく、ついに届出もされなかった。

後に、これら地域での精神的、経済的な被害は、人穴地区406人の損害賠償請求訴訟となって法廷の場で争われることになった。



▲ ばい煙（写真提供：市民の会）

3 住民登録と居住

－その重さと難しさ－

(1) 増え続けた住民登録

「富士山総本部」の所在地、富士宮市人穴381番地の1への住民登録は、昭和63年3月の6人が最初だった。

その後、この所在地へ入ってくる者の転入届やここから出て行く者の転出届は、毎日のように提出された。その届出も本人ではなく、委任をされた代理人によるものであった。

そして結局、昭和63年12月末での住民登録者は112人となった。

平成元年になると、7月までは、ほぼ数十人という二桁の単位で増加し、7月末の登録者は216人に倍増した。ところが8月に入ると転入はなく、転出がこの1か月で212人を数え、8月末の登録者は4人になっている。これは、オウム真理教が政治団体真理党を結成して、麻原彰晃ほか24人が東京都内の選挙区から立候補した平成2年2月11日の衆議院議員選挙の時期と符合する。

衆議院議員選挙も終わった平成2年2月には28人、3月には162人と多数の転入届があった。その結果、平成2年3月末で216人となり、その後も5月には92人、6月には44人と急激に増える月があったり、逆に8月には43人転出するなど頻繁に異動が行われたが、結局平成2年12月末の登録者は321人になった。

この様に目まぐるしく変わる転出入の状況の中で、市の窓口も「富士山総本部」の施設に300人を超える人が、どの様に生活しているのか実態の把握は不十分であったが、住民登録に関する法律の解釈と個人の権利の尊重という立場から、平成3年以後も、通常の手続で転出入の事務処理に当たった。

その結果、登録者数を毎年12月末で見ると、平成3年が380人、平成4年が389人、平成5年が519人、平成6年が869人と年を追って増え続けた。そして、平成7年4月6日には、一時的ではあったが1,001人となった。

この転入してきた人たちのうち、320人が熊本県波野村からであった。波野村では転入届を受け付けていなかったため、前住所地は「未届」「未記載」という扱いをした。

しかし、このような異常な登録者の増加は、登録地の建築物の状況と照らしても、余りにも居住実態からかけ離れ、住民基本台帳法上も好ましくないと判断、平成7年4月「居住の

実態と登録が同一になるまでは新たな転入届は受理しない。」ことを決定した。そして4月26日、このことをオウム真理教に文書で伝え、同時にマスコミにもこれを発表した。

この時以後、オウム真理教信者の転出指導に取り組む職員は苦労の日々が続くことになった。

(2) 上九一色村等の政治的危機感

オウム真理教は、富士宮市へ進出したおよそ2年後の平成元年8月頃から、山梨県上九一色村の南端、富士宮市に接する富士ヶ嶺地区で土地の取得を始めた。そして、平成2年4月に建物の基礎工事を開始した。村では、農地法違反の疑いがあるとして、工事の中止を申し入れたが、工事は続行されたという。



▲ 山梨県富沢町のオウム真理教施設

また、同じ時期に、山梨県富沢町徳間地区でも建物の建築を始めた。

上九一色村は、平成2年9月2日の人口が1,830人、選挙人名簿登録者数が1,413人、富沢町は同じ日に、人口4,804人、選挙人名簿登録者数が3,675人だった。

オウム真理教が宗教法人の認可を受けたときは、信者数が4,000人といわれている。その後も増えていることを考えれば、上九一色村や富沢町の人口規模でオウム真理教の進出を容認すれば、何時かは町や村に教団が強力な発言権を持つてしまうという危機感が、自然発生的に生まれて来たようだ。

一方、教団は熊本県波野村で、平成2年5月に修行道場を建設するため約15ヘクタールの土地を購入した。しかし、村民は、オウム真理教が真理党を結成して衆議院議員選挙に多数の候補者を立候補させたこともあって、教団の進出に不安を募らせていた。

進出に反対する村民と、信教の自由を主張する教団との間で対立が繰り返された。教団では一時、約450人の信者を波野村に集結させるなどして、転入届を受け付けるように要求した。しかし、村はこれを拒否した。ちなみに、平成2年9月2日の波野村の人口は2,085人、選挙人名簿登録者数は1,604人だった。

教団は、平成4年「憲法で保障された居住の自由の権利を侵害された。」として、波野村長

を相手に、住民票の受理と損害賠償を求めて、数十件の行政訴訟、民事訴訟を起こしたが、その一つに住民票記載義務存在確認等請求事件がある。平成5年10月25日に出された判決の中で、

「住民票への記載は、選挙、国民健康保険、国民年金、児童手当、就学等住民の重要な権利に関する行政上の事務処理の基礎となるものであるから、村においては速やかに原告等の申入れに基づく実態調査を行うべきであったにもかかわらず、条件を付されたことを理由に、条件の具体化について協議することもせずに漫然と調査を実施せず、原告等の転入届を不受理としたものであり、かかる村の不受理処分は、住民基本台帳法第5条ないし第8条に定める住民票に住民に関する記載をして住民基本台帳に記録すべき義務に違反する違法なものであると言わねばならない。(中略)

同法(住民基本台帳法)に定める住民の認定が、転入地が適法な手続によって取得されたか否か或いは正当な住民権限を有するか否か等によって左右される余地はなく、原告らが現に転入地に居住し転入地を生活の本拠としている以上、村においてはその余の事情を斟酌することなく転入届を受理すべきであるから、村が森林法違反等を理由に原告らの転入届の受理を拒むことは許されない。」

としている。この判決は、本市のように、オウム真理教対策という特殊な問題を抱えている自治体にとって、大変厳しいものであった。

その後、波野村とオウム真理教とが話し合いを進め、平成6年8月12日、村が約6ヘクタールの土地を9億2千万円で教団から買い取ることで和解が成立し、信者は村から撤退した。この波野村の和解は、富士宮市で住民登録の対応を検討するとき、片時も頭から離れなかった。

以上見てきたように、1町2村の共通した危機感の一つは、その人口に対して多くのオウム真理教信者が転入してきたことである。富士宮市の平成2年9月2日の人口は11万8,121人、選挙人名簿登録者数は8万3,934人であった。そして、当時の信者の有権者は、およそ150人前後であった。ちなみに信者の有権者がいるときと、いないときの入穴投票区の投票率は、大きく違っていて、進出前の昭和62年4月26日の市議会議員選挙が94.83パーセントであったのに対し、信者の住民登録が1,000人近くなった平成7年4月23日の市議会議員選挙は35.89パーセントとなっている。オウムの信者は棄権したものと思われる。その限りでは、富士宮市での政治的な野心は読み取れない。

しかし、入穴地区を含めた旧上井出村地区では、一つの懸念を持ったことも事実だ。それ

は上井出財産区議会議員の選挙である。上井出財産区は、旧上井出村が富士宮市と合併したとき、同村の財産の一部を財産区として存続させたもので、財産区議会はその管理や執行を決定する重要な役割を持っている。この議員の選挙権は、日本国民で3年以上上井出財産区の区域内に住所を有する20歳以上の人。また、被選挙権は、日本国民で5年以上上井出財産区の区域内に住所を有する25歳以上の人とされている。

平成2年6月7日の上井出財産区議会の選挙では有権者が2,716人で、そのうち人穴区の有権者は431人だった。その時、人穴の「富士山総本部」に住民登録をしていた信者は300人を超えていたが、まだ、選挙権がなかったため431人の中に入っていなかったものの、次の選挙のときは資格を有することとなる。一部の人たちはそのことを心配したようだ。

(3) 住民登録の拒否

平成7年1月、オウム真理教の幹部が、報道機関に対して「富士宮市に住民登録している信者の大半が、上九一色村に居住している。」と発言した。それまで富士宮市としては、「富士山総本部」に数百という人がどの様にして暮らしているかという疑問を抱いていたが、教団が自ら居住していないことを認めた形となった。

この機会を捉え、教団に対して、実際に住んでいない人は直ちに住民登録を居住している市町村へ移すよう再三指導したが、実行されなかった。このままでは、市の人口と住民登録が合わなくなることから、上部官庁に相談したが「法の精神は届出主義、従来どおりの事務処理を行っていったらどうか。」と慎重な回答だった。富士宮市への転入は、更に増える傾向を見せていた。

その中で、市長は二期目の就任の日の平成7年4月26日に記者会見を行い、「居住の実体が正確に把握でき、住民票と合致するまでの間、転入届を受理しない。」と発表し、オウム真理教にその内容を伝えとともに、5月15日までに居住している人の名簿を提出するよう求めた。また、その名簿に基づいて、居住実態調査を行うことを通知した。

教団からは、「富士山総本部」に居住してはいるが、住民登録をしていない人があるので、実態調査で居住の確認ができた人の登録は受け付けるよう強く申し入れてきた。しかし、居住していない人の転出をしてからでなければ、新たな登録はできない。まず、居住していない人の転出手続をするように回答した。

それらのやり取りはあったが、「警視庁などによる強制捜査が行われていて、捜査終了後にならないと正確なものは作成できないが、分かる範囲で作成した。」と一応の居住者の名簿が提出された。

その結果、平成7年6月20日現在の住民登録者は751人であったにもかかわらず、提出された名簿の人数は317人であり、そのうち住民登録をしてあるのは257人だった。

(4) 居住者の調査実施と職権消除

平成7年6月21日午前10時、「富士山総本部」に立ち入り居住実態調査を行った。

調査は、市民部の課長職を班長に、総勢15人の4班編成で実施した。警察にも相談し、施設の周りに警官の配置もお願いした。

2階の道場といわれる広間に約250人の信者が、事前の打ち合わせどおり、4列に並んで座り、それぞれの先頭には幹部と思われる信者がついていてた。

調査を始める前に、市民部長から面接が円滑にできるよう信者に要請した。個々の面接は、教団幹部の協力を得て整然と行うことができた。

この調査では、247人の面接を行い、その結果は、住民登録している人211人、登録をしていない人36人であった。

それにより、当日現在の住民登録者751人のうち確認できた211人以外の540人については、転出を指導してこの日の調査を終了した。

その後の転出指導も精力的に行われ、5月から7月までの3か月間には毎月100人を超す転出者があり、その人数は3か月で452人にもなった。

しかし、居住実態調査の結果が判明した後も、個人の権利に強いかわりがあることから、直ちに全員を職権消除という訳にはいかなかった。したがって、

- ① 居住していない人の名簿を教団に渡し、その人の居住先、逮捕拘留中の有無などを調査する。
- ② 居住先が分かった人は、速やかに転出の手続きをとらせる。
- ③ 職権消除は、人権を尊重して、やむを得ないと考えられる人について行う。

との基本方針を決め、教団にも協力を求めた。

居住実態調査後の7月3日、居住していない445人の名簿を教団に渡し、大至急、転出の手続きを進めるよう連絡した。その10日後、教団から転入届を拒否している市町村に居住

している人や教団との連絡が途絶えている人などの名簿が提出された。

また、その後行った口頭や文書でのやり取りの中で、9月11日に教団から居所不明者26人と指名手配者5人の名簿が提出された。指名手配者は調査の方法がないので、職権消除せざるを得ないと判断した。居所不明者26人には、

- ① 本籍地の市町村に問い合わせ、家族の住所を調べる。
- ② 電話帳などで電話番号を調べる。
- ③ 両親など家族に電話で当人の居住地を聞き、転出指導をする。
- ④ 電話番号の分からない家族には、速達で文書を出す。(3人に出し、2人の家族から連絡があった。)
- ⑤ 家族と音信が途絶えていて当人の居住地が分からないときは、職権消除することを伝え、本人と連絡がとれた場合の新たな住所設定方法を説明し、理解を得る。

との対応を決めた。この結果、13人の居住地が分かったので、その居住地への転出手続を行わせることができた。

残りの13人は居所不明のため、指名手配者と合わせた18人を職権消除せざるを得ないと決定した。しかし、特殊なことでもあるので、9月18日に静岡県に相談をかけた。県では自治省に照会するといったやり取りが、翌19日にかけて夜遅くまでファックスや電話で行われた。

協議結果を踏まえて、再度、18人の「富士山総本部」への居住の有無についての調査をオウム真理教に依頼し、教団から居住していないことの回答が文書であったのを受けて、9月21日、18人を職権消除し、翌22日公示した。

このように、1回目の職権消除は、様々な苦労を経て実施した。

なお、この職権消除後、家族等関係者からの問い合わせはなかった。

平成8年3月28日、オウム真理教の破産宣告が東京地方裁判所により行われた。そして、「富士山総本部」は、破産管財人の管理するところとなった。そのようなこともあり、8月には、「9月25日までに富士山総本部から信者を撤退させる。」と教団が発表した。このことから、信者撤退後の住民登録の扱いを静岡県に相談していたが、県が自治省と協議した結果、職権消除は、信者が施設から退去した後施設に立ち入り、実態調査をしてから手続をすること、また逮捕拘留中の信者については職権消除してもよい、との慎重な見解が示された。

しかし、信者の撤退は、9月25日には行われず、10月17日まで引き延ばされた。

10月17日、撤退の連絡を受け、10月22日に「富士山総本部」に立ち入り、居住実

態調査を行った。「富士山総本部」は電気の供給を絶たれていたもので、懐中電灯を持って室内を見て回わり、居住者がいないことを確認した。

10月31日朝9時前に、居住地がはっきりしている最後の人が転出手続をし、住民票が残っている人は、逮捕拘留中の41人と行方不明1人の計42人になったため、この42人の住民票を職権消除し、この時点で「富士山総本部」の信者の住民登録はゼロとなった。

オウム真理教の信者6人が、富士宮市人穴381番地の1に初めて住民登録をした昭和63年3月から実に8年7か月の年月であった。

オウム真理教富士山総本部の住民登録の推移（単位：人）

年 度	富士宮市の 住民登録人口	(左のうち) 人 穴 区 人 口	(人穴区人口のうち) オウム真理教信者数
昭和63年4月1日 (1988)	115,818	683	6
平成元年4月1日 (1989)	116,853	859	179
平成2年4月1日 (1990)	117,684	915	216
平成3年4月1日 (1991)	118,177	853	334
平成4年4月1日 (1992)	118,893	1,085	393
平成5年4月1日 (1993)	119,385	1,145	403
平成6年4月1日 (1994)	120,366	1,316	574
平成7年4月1日 (1995)	121,239	1,765	995
平成8年4月1日 (1996)	120,791	902	133
平成8年11月1日	120,962	773	0

4 子供たちと義務教育

－複雑だった現場での対応－

(1) 小中学校への就学

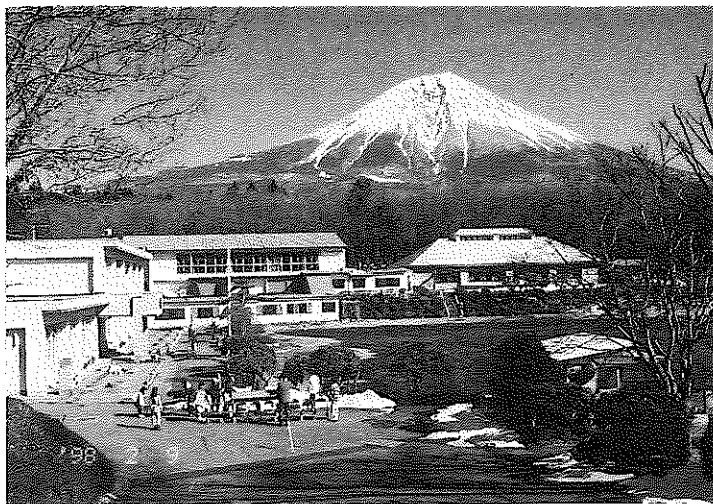
オウム真理教信者が人穴で生活を始め、2人の子供が小学校への編入手続をしたのは、昭和63年8月のことである。そして、二学期が始まった9月から人穴小学校へ通学を始めた。

一方、西富士中学校へは、その翌年の平成元年10月に編入学した生徒が1人いた。しかし、この生徒は数日登校したが、平成2年1月に市外へ転出した。

昭和63年に初めて、義務教育を受けなければならない年齢の子供が住民登録をしてから、平成7年12月まで、「富士山総本部」には義務教育年齢の子供は、住民登録上、常にいたことになっている。しかし、その実態の把握に市教育委員会は、大変苦慮した。登録上のこの子供の数は、毎年4月で見ると平成元年が5人、平成2年が6人、平成3年が3人、平成4年が7人、平成5年が11人、平成6年が28人、そして平成7年が47人となっている。

この子供たちが小中学校に籍を置いたのは、昭和63年8月から平成2年4月までの1年8か月間だけで、年度で見ると2人ないし6人が在籍者だった。しかし、その在籍者もほとんど長期欠席だった。平成2年5月以降は全員が不登校、未就学になる。

学校での子供たちは、基本的には普通の子供だった。しかし、基本的な生活習慣では教団特有の規律に基づいた様子が見られた。例えば、殺生はしない、草を取らない、頭には触らない、給食で魚や肉を食べないなどだ。



▲ 富士宮市立人穴小学校

(2) 就学、出席の督促

通学すべき子供が休んでいることや入学の手続を取らないでいる保護者への就学対策は、オウム真理教対策の大きな課題の一つだった。市教育委員会は、学校長からの申出を受けて、学校に籍がある欠席者の保護者あてに出席督促通知を出し続けた。それは、5年間に10回にも及んだ。

一方、人穴小学校なども校長を中心に、オウム真理教に対して子供の就学、登校を積極的に呼び掛けた。「富士山総本部」へも足繁く出掛けていった。しかし、「オウム教団内で教育している」、「修行している」とか「責任者が不在」、「子供は今ここにいない」などという言葉が返ってくるだけであった。

出席の督促をしながら、それに伴う悩みも絶えなかった。その一つは、通知が保護者に渡っているかどうか分からなかったことである。通知は、子供の住所地の「富士山総本部」へ出すことになるからだ。

もう一つは、本人への教育である。出席を促して登校させようとしたが、登校したとしても本人が学校生活になじめず、学習の遅れを生じたり、ついには登校拒否に陥ってしまうことも予想できる。特殊な環境の中で長期間学校から離れていた子供の学校復帰は、仮に物理的には可能になっても、教育的には非常に難しい課題であった。

しかし、全国のオウム真理教施設が強制捜査を受けたり、上九一色村の施設から53人の子供が保護されたりする中で、人穴の施設には子供がいないことが分かり、平成7年4月から出席督促通知を出す意味が失われた。

(3) 学校の状況

平成2年4月までは曲りなりにも通学する子供がいたが、同年5月以降は通学した子供は皆無である。それでも学校では、登録上籍のある子供には机と椅子を用意してきた。

また、教科書も入学手続のあと出席しなくても、その都度配布してきた。「富士山総本部」の窓口へ預けてきたが、子供に届いているのか、子供は教科書で勉強しているのか、その様子は皆目分からなかった。

思い余った学校側は、平成2年、次のような内容の文書をオウム真理教に出している。

- ① 教団に電話や訪問をしても、対応するのはいつも若い事務員や守衛と思われる人で、子供の教育について親身に話合いができないので責任者に会う機会が欲しい。
 - ② 子供の欠席が多く教育効果を上げるのが難しいため、子供たちの動静を知りたい。
 - ③ 学校生活に必要な諸経費を納入していない人がいるので、経費を納入して欲しい。
- という3点だった。

これらは、学校が義務教育として子供を教育する責務を持つ上で欠かせない条件であった。

(4) 就学への考え

平成7年5月31日付けで、人穴区長から市長あてに「オウム真理教富士山総本部に関する要望書」が提出された。要望は4項目あるが、その一つに「児童入学問題に関しては、かつて教団幹部の恐喝を伴った嫌がらせがあり、当時有能な小学校校長を告訴まで追い込んだ彼らの許しがたい所業は絶対容赦出来ない。したがって、当面教団関係児童の入学については絶対反対である。」とある。

オウム真理教の子供の就学については、以上述べたように、市教育委員会と学校は、義務教育法に基づき、あくまでも一人の子供の権利、そして保護者の義務として就学させる考えで進めてきた。このため、年に数回にわたって出席の督促をしてきたのである。しかし、地元の人たちはオウム真理教に危機感を抱いていた。家庭では、「富士山総本部」前を通学する子供には一人で歩かないよう指導が行われ、通学時には保護者による子供の送迎も多かった。区長の要望は、区民全員が抱く気持ちの現れだった。

この当時のオウム真理教と教育とのかかわりを概括すると、次のような状況が見られる。

平成7年3月22日以来、全国のオウム真理教関連施設が強制捜査され、教団内部が見えてきて、未就学の子供に対する新たな視点での就学問題が浮上してきた。そして、オウム教団の子供の教育を受ける権利を保護者が侵害していることに、告発なども検討しているとす文部省の就学義務履行の発言、オウム教団側の保護者の希望により富士宮市の学校へ入学させたいとする発言、オウム教団による就学についての市教育委員会への打診等があった。同年4月14日、上九一色村の施設から53人の子供が保護されたが、そのうち14人は富士宮市に住民登録されていた。

これらのことから、市長は、平成7年4月26日、未就学児童生徒の受入れについての考えを発表した。その内容は、

- ① 保護者及び本人に対して面接を行い、就学できるかどうかの現状について把握する。
- ② 本人の生活習慣、環境への適応を見て、状況に応じて児童相談所等の専門家の意見を聞き、就学の是非を考慮する。
- ③ オウム教団の子供を受け入れることによる、地域や在校児童生徒及び教職員への不安や影響を考えるなど地元の理解を重視して判断する。

というものであった。これは、義務教育の持つ重さと、子供の生活環境の異常さと、地元の教団に対する感情の問題を考えた苦心の末の結論だった。また、教団の子供の受入れに是非

の議論が出始めた時期に、先手を打った形で市の姿勢を明確に示し、就学問題の決着を図った決断でもあった。

同時期に、市教育委員会が主催して、県教育委員会、地元区長、P T A会長により富士宮市オウム真理教児童・生徒就学指導委員会を開催、市の受入れ基準について共通の理解を得た。

教団の子供の就学希望については、平成7年4月から9月にかけて市教育委員会と教団とで話し合いを行った。その期間に教団を取り巻く状況も大きく変化し、学齢期の子供が全て他の市町村へ住民登録を異動したため、市内の小中学校への就学は無いままに、オウム真理教と義務教育の問題は終結した。

5 異例づくめの福祉

－児童の問題や国保など－

(1) 保護された子供たち

平成7年4月14日、3歳から14歳までの児童53人が、上九一色村のオウム真理教施設で保護された。オウム真理教に関していろいろと衝撃的なことが報道されたが、この報道もまた同様であった。

平成7年4月1日現在、義務教育の年齢の子供が47人、富士宮市へ住民登録していることは把握していたが、実際にこれだけ多くの子供が他の自治体であるとはいえ、教団施設で生活していた事実が分かったのは、この時が初めてである。

これらの子供たちは、親や他の保護者の判断でオウム真理教の信者と行動を共にしたものであろう。

53人の児童は、山梨中央児童相談所へ一時保護された。一般的には児童相談所への一時保護は、親元から離し保護する、すなわち、親権を制限するもので、子供が劣悪な環境や保護者責任に問題があるときに、市福祉事務所又は県民生事務所と児童相談所が連携して行うが、かなり難しいのが現実である。オウム真理教の場合、警察の捜査の過程で子供の保護の必要が明らかになり、一時保護になったものと思われる。

この一時保護措置に、オウム真理教の信者の父親が子供を引き取りたいと申し立てた人身保護請求裁判が行われたが、東京地方裁判所は、「一時保護は必要な措置」と請求を却下した。強制捜査に伴って保護された子供の処遇についての司法の判断も初めてのことであったのではなかろうか。それほど、親権を制限して子供を保護措置することは難しいことである。

子供の一時保護措置の権限は市にはない。また、人権保護、児童相談所の守秘義務などにより、子供の確認に時間が掛かったことで、保護された当初は、市の担当課でも子供の名前、年齢、保護者名が把握できなかった。そのため、53人の児童が富士宮市に住民登録されているのかも分からなかった。

しかし、4月27日になって、53人のうち14人が静岡中央児童相談所へ移された。この14人は、富士宮市に住民登録されていたため移されたものであることが分かった。静岡中央児童相談所でのこの子供たちは、親から引き離されていたにもかかわらず、比較的明るく生活しているように見られた。

児童相談所の措置は一時的なものなので、静岡中央児童相談所は子供たちの親族等と面談し、引き取り先が見つからなかった２人以外の子供たちは、各地の児童相談所を経て、親族等に引き渡された。残された２人もその後親族に引き取られた。

(2) 高齢者の相談

高齢者のことで市福祉課が相談を受けたのは、１件だけであった。

「富士山総本部」に住民登録をしていた７５歳以上の人は、平成７年９月で６人だったが、実際に住んでいたのは、当時８９歳の女性だけであった。この人は、市外のある特別養護老人ホームへ入所していたが、扶養義務者であった身内の入信に伴い、平成６年１１月、「富士山総本部」へ転居してきたという。

その後、入信していた身内の１人が転居、他の身内が脱会したため、この女性だけが施設に残された。宗教法人の解散命令が決定された後、清算人から、「身内による引取りは無理である。」として、老人ホーム入所の相談が市へ寄せられた。そこで、富士宮市へ来る前に入所していた特別養護老人ホームへの入所措置をしていた福祉事務所と相談したものの、結局、今は住所が富士宮市にあり実際住んでいるので富士宮市で対応することになり、当面は、「富士山総本部」にいる信者の１人が面倒を見ることになった。その後、「富士山総本部」から全員が退去することになり、この女性も身内による引取りが決まった。

(3) 国民健康保険と医療費

国民の全てが健康保険に加入する制度の中で、オウム真理教の信者のほとんどは国民健康保険に加入していた。その数は、昭和６３年度が１６８人、平成元年度が２１０人、平成２年度が１３５人、平成３年度が３３７人、平成４年度が３８５人、平成５年度が６０６人、平成６年度が９９２人、平成７年度が１２９人、平成８年度が６３人であった。

この加入者が診療を受ければ、市の国民健康保険会計から医療費を支出することになるが、一番多い年度は加入者が最高だった平成６年度で、２,０００万円を超え、合計では、６,２００万円余になった。それ以外に、食事療養費や高額療養費等が４００万円余、第三者行為によるもので、結局、国民健康保険で支出したものが４００万円余であった。

また、信者の国民健康保険による医療給付で、オウム真理教付属病院の医療費不適切請求が発覚した。東京都が同病院を平成８年２月２２日に監査したとき、不適切な診療報酬の請

求が発見されたものである。そのうち富士宮市に関係する不適切請求は、平成5年2月から平成7年6月までの39件、110万円余であった。

この不適切な請求は、オウム真理教が宗教法人としては解散させられ、清算人の管理下にあったため、清算人に対して債権申立てを行う必要があった。債権申立ては清算人の事務処理のため、東京都が一括して行うことになり、富士宮市は平成8年3月7日に東京都に委任した。その後、オウム真理教が破産宣告されたことから、改めて東京地方裁判所に平成8年7月3日破産債権の届出書を提出した。

また、健康保険へ加入していない信者もいた。この人は、大阪市に住民登録をしていたが大阪市には住んでいないため、国民健康保険にも加入していなかった。火傷をして治療を受けたが、医療費の支払いができず、扶養義務者もその能力がなく、オウム真理教も破産状態であるため、生活保護法の居住地保護の規定から医療費扶助を適用した。

(4) オウム相談窓口の設置

オウム真理教関係者に対して、富士宮市として相談の窓口を開設したのは、平成8年4月のことである。

平成7年10月30日、オウム真理教解散命令。同年12月19日、同教団の即時抗告棄却。平成8年1月31日、同教団の特別抗告棄却。遡って平成7年12月14日、同教団に対し、破壊活動防止法に基づく団体規制適用のための審査請求。平成8年3月28日、同教団に破産宣告。これらオウム真理教の存続に関する法的措置が進められる中で、同教団の信者の社会復帰が国において検討された。これは市民にとっての関心事でもあった。

国では、自治大臣官房企画室長名で、全国の市町村に「相談窓口の設置」を通知した。富士宮市には「富士山総本部」があり、この時点で200人を超える信者の住民登録があることから、国の通知以前に信者への対応を問題視していた。そして、検討を重ねた結果、住民登録問題の解決、信者の社会復帰、ふるさとへの帰還を促すための方策など相談窓口を設置し、対応することにした。

平成8年4月1日、市民課にオウム担当参事を配置、同月3日、オウム相談窓口の看板を掲げた。後日、専用の相談室を一般市民の相談室とは別の場所に設置した。また、相談の内容は、住民異動、生活保護、年金、住宅、就労、あるいは信者の安否の問い合わせ等々多くの分野にわたることを予想し、市役所内はもちろん職業安定所、警察等とも迅速に対応でき

るよう担当者名簿を作成、相談窓口業務マニュアルフローチャートも作成した。

相談は、電話と面談とを考え、相談者の確認と相談事項の確実な記録をすること、面談の場合は二人以上で相談を受けることを基本とした。また、教団を脱退し帰郷する場合の旅費の貸付け、その際の職員の付き添い、転出手続の指導等を行うことにした。

この貸付けのため、富士宮市オウム真理教信者社会復帰資金貸付要綱を制定した。また、「富士山総本部」前に、「信者の皆さんへ。皆さんの相談窓口を開設しました。気軽にご連絡下さい。」と書いた看板を2枚設置した。

静岡県も、平成8年8月1日に富士県行政センターに相談窓口を設置、富士地区にある県の11機関で連絡会議を設け、信者の相談に対応できる体制を整えた。

このように富士地区では、県、市各々が体制を整えたものの、結局、相談は1件も無かった。しかし、担当職員は、信者の住民登録が無くなった平成8年10月末まで、どのような相談が持ち込まれるのか、緊張した毎日だった。



▲ 信者の相談窓口開設及びPR看板

6 100回を超えた納税指導

－税金の徴収－

オウム真理教に関する税金の対象は、信者である個人と宗教法人に大別できる。市税では、信者個人に対して、市民税、軽自動車税、国民健康保険税を課税した。特に、一時期1,000人を超える住民登録のあった人たちへの納税指導には、大変な時間と労力を費やした。

一方、宗教法人には、人穴の「富士山総本部」の土地、建物及びヘリコプターが置いてある土地があった。そのうち「富士山総本部」は、宗教法人が宗教活動のために使う土地、建物との申請があり免税としたが、ヘリコプター駐機場に対しては、宗教活動とは無関係として課税した。これ以外に課税したものに軽自動車税がある。

(1) 個人の税

個人の税に対する納税指導は、職員が直接それぞれの納税義務者と話し合える状況になかったもので、主として、住所地の「富士山総本部」に文書を出し、納税の催告をしてきた。しかし、平成2年度から税の一部に滞納が生じたので、その滞納分と平成6年度の税の完納を目指して、平成6年6月からは、文書のみならず電話や訪問による積極的な指導に乗り出した。特に、「富士山総本部」を中心とした納税指導は、実に100回を超えた。このような努力の結果は、平成4年9月30日から平成8年5月9日までの間の19回の納税につながった。

また、納入の方法は平成6年度までは信者の税を教団が一括して納めていたが、平成7年度になると居住者の分は納入するがそれ以外の人のものは納めないという姿勢を打ち出してきた。そこで、市では居住者名簿を作成して教団経理担当者に渡し、教団で居住状況を確認することになったが、概ね納期に一括納入された。しかし、平成8年度から教団での一括納入もなくなり、信者の自主納付に変わった。

結果として、個人分は大部分の税が納付され、わずかに生じた滞納はそのほとんどが逮捕拘留者のものである。

(2) 教団の税

平成7年10月、宗教法人オウム真理教の不動産等の所有権が(株)ダルマパーラに移転された。したがって、宗教法人の非課税権は停止し、平成8年度には(株)ダルマパーラへ固定資産

税を課税した。しかし、この所有権については破産管財人と争うところとなり、平成8年6月に(株)ダルマパーラ側がオウム真理教の財産として認諾し、破産管財人の管理するところとなった。

(株)ダルマパーラの税については、納税はされなかったが、差し押さえる財産もなく、一方、破産管財人の管理下にあった「富士山総本部」の土地は、平成8年12月に富士宮市が取得し、合わせてその上の建物については同月から解体に着手したことから、滞納処分の執行を停止した。

(3) 市の債権

地下鉄サリン事件等による多くの人々の被害額は、膨大で、破産管財人によると、債権者に対する配当は、請求額の5分の1にも満たない状況とのことである。

国においては、不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図るため、国の債権を被害者の損害賠償請求権に後れるものとする特例法を平成10年4月17日に定めた。

同時に、地方自治体においても、この特例法の趣旨を踏まえ、その有する債権について、適切に判断するよう4月21日付けで要請があった。

これを受けて富士宮市では、被害者の救済を第一義と考え、平成10年5月臨時市議会に諮って軽自動車税の減免に関する特例条例の制定及び診療報酬の不適切な請求に係る返還請求権の放棄を決定した。

なお、オウム真理教に対する軽自動車税の減免金額と権利を放棄した診療報酬返還請求額は、次のとおりである。

・平成8年課税分にかかる軽自動車税	7,200円
・診療報酬の不適切請求に係る返還請求額	1,159,046円

7 農地法の違反問題

－ 総本部隣接地への対応 －

オウム真理教に関係する課題の一つに、農地問題があった。この土地は、1万8,291平方メートルの畑と、964平方メートルの山林を合わせた1万9,255平方メートルの面積で、「富士山総本部」に隣接し、オウム真理教が人穴の地でその活動をするために必要不可欠な土地であった。

しかし、農地は、法的に農業者ではない松本智津夫や宗教団体は取得できないことから、この土地は、オウム真理教により農地の地目のまま農業用以外に使われることになった。明らかな農地法違反である。

昭和63年に始まった現地調査及び指導は、平成元年からは静岡県富士農林事務所や農地森林部総務課と一緒に、平成8年10月2日まで、実に9年間にわたって農地への回復指導を行った。市農業委員会が現地に足を運んだだけでも80回以上にもなる。

(1) 農地の状況

富士宮市農業委員会が、「富士山総本部」に隣接する農地が農業以外に使われていることを初めて知ったのは、昭和63年2月27日、農業委員からの連絡であった。これを受け3月3日には、農業委員会事務局が市都市計画課とともに現地に行き、農地に、祭壇の設置、道路や駐車場の造成がされていることを確認した。この使用は、3月中旬に行う地鎮祭のための一時的なものであると弁明があったものの、その後も違反状況は変わらなかった。

指導をすると、一時農地に回復するが、その一時期を除いてまた勝手に使用されたため、市と静岡県を含めての指導を重ねることになった。

しかし、何回指導しても、教団施設建築工事のための資材置場や作業場として使われ続け、また、施設と道路に接した農地に高さ約3メートルの塀まで造られた。

それを皮切りに、調査の度に違反はひどくなっていった。

平成元年8月、約12メートル四方の祭壇、高さ3メートルの鉄板で囲われ入口にスポットライト2基を備えた沐浴場、仮設組立てハウス2棟、屋根付き作業場3棟、大型バス6台、トラック・ライトバン・乗用車等数台の駐車、建設用パネル、木の端切れ、新聞紙などの故紙の山積み等

平成6年8月、プール建設のように思える土掘り

平成7年4月、コンテナ、資材、土木作業用重機、大型バス、ダンプカー、トラック、小型乗用車等多数の駐車

同年7月、大量のプラスチック系廃棄物、古タイヤ約800本、ドラム缶約100本、ダクト付き発電用小屋2棟、普通車20台、大型車4台

同年8月、50人用浄化槽設置のための穴掘り

同年10月、土中から掘り出された大型トレーラー、廃車数台、金属・プラスチックの端切れや鉄パイプ大量

平成8年2月、プラスチック、金属屑の山

等々調査する度に、農地法違反の事実は積み重なって行き、なかなか指導に応ずる気配はなかった。

(2) 現地の調査・指導

平成元年9月、市の農業委員会会長は、県の農業会議でこの問題を提議。以降、市と県が一体となった農地回復のための指導が続いた。

現地を調査した状況は、前述のとおり駐車場であり、資材置場であり、作業場であり、廃棄物捨て場等々であったが、この現状に対して行われた指導は、大きく3期に分けられる。

1期目は、オウム真理教が人穴に進出してきてから平成3年3月農地の原状回復がなされた時期である。

現地調査や指導は25回に及んだ。教団は、昭和63年と平成元年には指導に従う面も見られた。例えば、事情聴取には農業委員会事務局へ教団幹部が足を運び、また、水槽や沐浴場は、指導によって撤去した。しかし、これ以外は使用が続き、平成2年になると立入り拒否が続くことになる。平成2年中に行った12回の調査のうち、現地に入れたのは2回だけであった。しかし、原状回復の誓約書が農業委員会に提出され、平成3年3月末、農地の原状回復が行われた。

2期目は、このいったん農地の原状回復された時から平成6年5月までの期間である。平成3年4月から数か月は、農地の状態が維持された。しかし、その後、農地の周囲を約3メートルの塀で囲い、出入口には小屋を造って信者以外は出入りできないようにした。また、新たに1棟を建設し資材置場にするなど、再び農地の違法利用が始まった。

これに対する指導としては、農地転用計画の提出を求めたが、責任者が不在等々の理由で拒否され実施できなかった。静岡県へは、農地法違反で転用していることを報告した。

3期目は、平成6年6月からオウム真理教撤退の平成8年10月までの間である。

平成6年6月、建築工事が始まって、農地に生コンが搬入されたと地元から連絡があり、現地での調査・指導を農業委員会で再開した。しかし、この年の10回になろうとする立入りは、責任者あるいは担当者の不在を理由にことごとく拒否され、やむを得ず周囲からの調査で状況の把握に努めた。

平成7年3月28日、静岡県は、富士農林事務所とともに農業委員会と合同で現地調査を再開した。このとき、県はオウム真理教に対して、原状回復計画書の作成と提出を指示した。

計画書は指示どおり同年5月15日に提出された。しかし、その内容が具体性に欠け、回復期限が長すぎることから農業委員会で3回の修正を求めた結果、平成7年12月末までに農地上に置かれたものを処分し、平成8年3月までに原状回復することを骨子とする計画書が7月10日に提出された。



この計画書の実行を確保するため、以後、現地調査・指導を月2回行うこととした。計画書提出後の現地へ行った回数は、43回にも及んだ。

その結果、平成8年10月に残っていた物件の処理が行われ、農地の原状回復が終了した。



▲ 富士山総本部隣接農地の状況

8 検問や警備派出所の設置

－住民の危機感への警察の対応－

平成元年11月3日、横浜市での坂本弁護士一家拉致事件

平成6年6月27日、松本市でのサリン事件

平成7年2月28日、品川区での目黒公証人役場假谷事務長拉致事件

同年3月20日、東京都での地下鉄サリン事件

などオウム真理教が引き続き起こしたとされる凶悪な事件が次々に報道される中で、「富士山総本部」のあった富士宮市民の不安や地区住民の恐怖はつのるばかりであった。

「富士山総本部」への家宅搜索の最初は、平成2年10月22日、波野村での国土利用計画法違反によるもので、続いて11月18日にも行われた。しかし、この時点では、それほど大きな問題にならないで終わった。地下鉄サリン事件の2日後、平成7年3月22日からは、19回に及ぶ家宅搜索が行われ、市民は凍りつく思いでその結果を見守った。

これらの捜査と並行して、平成7年3月23日、「富士山総本部」の前と裏側などに静岡県警による検問体制が敷かれた。指名手配者の逮捕、薬物等の危険物の輸送阻止、周辺住民の不安感の払拭などが目的である。検問の拠点になる施設がないため、消防分団詰所や大型バスを利用した活動だった。検問を始めたころは、運転免許証の提示を拒否する人や黙秘する人も多く、同乗者からは更に協力を得ることが難しかったと聞いている。

検問は、臨時警備派出所ができるまでの間、延べ6,600人の警察官により行われた。

警察官の捜査が進む中で、オウム真理教の実態が浮き彫りになり、反社会的な行動が明らかになってきたため、市では地区の要望もあり、市民生活に重大な影響が出る可能性もあると判断、平成7年6月8日、静岡県警察本部長と富士宮警察署長に、現地への警備詰所の設置を要望した。人穴区では、その3日前の6月5日に富士宮警察署長に要望している。

7月31日、24時間体制の臨時警備派出所が「富士山総本部」前に設置された。地域の人たちにとって、常に警察官がいて警備に当たることによって生じる安心感は、大変大きなものだった。

臨時警備派出所が設置されてから、平成8年12月9日に閉鎖されるまでの476日間警備に携わった警察官は、延べ1万1,000人余を数えた。

また、同派出所に寄せられた信者の親族からの相談は101件、信者の保護依頼は5件であった。



▲ 富士宮警察署人穴臨時警備派出所



▲ 平成7年3月22日
富士山総本部強制捜査(写真提供 岳南朝日新聞社)

9 総本部の土地の取得

－管財人との協議－

平成8年1月31日、オウム真理教が解散させられ、その資産は管財人の管理するところとなり、その処分が大きな課題となった。

富士宮市内にあったオウム真理教の資産は、「富士山総本部」の土地、建物及び物品等と麓に置かれたヘリコプターとその駐機場となっている土地である。また、関係するものとして、「富士山総本部」に隣接し、オウム真理教が活用していた個人の所有地がある。



▲ 富士宮市麓に置かれた旧ソ連製
ヘリコプター(ミル17)
(写真提供 岳陽新聞社)

(1) 「富士山総本部」隣接地の問題

オウム真理教が地下鉄サリン事件等を引き起こすなど、反社会的であることが明らかになるにつれ、市民の教団撤退の声は一層高まった。そして、その具体的な方法の一つとして市民が注目したのが、「富士山総本部」に隣接する土地だった。

「富士山総本部」の土地は、1,756.92平方メートルだが、建物4棟が建築され、駐車にも事欠く狭さのため、隣接地1万9,255平方メートルが教団に活用されていた。教団の活動を制限し、ひいては教団の撤退につなげようと、この土地を公的に購入する要望が高まることになった。

市民の声は、富士宮市議会での公的取得に対する富士宮市の考えを求める度重なる質問や「オウム教を解散させる富士宮市民の会」から平成7年12月18日に文書で要請された「農地の公的取得」等に表れているところである。

富士宮市としても、それまでの農地の状況、教団の活動から県等を含めて取得の方策がないかと、所有者への訪問、弁護士への相談、静岡県、国への要請・協議を重ねた。

(2) 自治体・地域住民連絡協議会

一方、オウム真理教への捜査は連日進められ、ついに平成8年1月31日宗教法人としての存在が取り消され、次いで破産宣告が決定された。

裁判所から破産管財人が任命され、オウム真理教の債務整理が積極的に始まった。富士宮市にある土地、建物、物品等も当然整理の対象で、平成8年4月5日、阿部破産管財人が常置代理人及び破産管財人補佐とともに、「富士山総本部」調査を前にして富士宮市長を訪問してきたのが、富士宮市と破産管財人とが直接接触した端緒である。

市は、破産管財人の主催・実施事業へ積極的に参加、協力した。その一つとして「オウム対策関係自治体・地域住民連絡協議会」の結成準備会、結成協議会があった。これは、全国のオウム真理教にかかわりのある市町村と住民が組織を作り、それぞれの状況を報告し合う中で、そこにある問題の解決を図ろうというものである。当然、市町村の段階で解決できない問題は、国の積極的な支援を引き出したいとするものでもあった。全国から、準備会へは8自治体と7住民団体が、結成協議会へは13自治体と12市民団体が参加した。

富士宮市は、発起人の一人となり、協議会へは市職員のみならず市議会議員、市民の会の代表者も参加した。

しかし、この協議会は進展をみることなく、急速に変化するオウム真理教を取り巻く環境の中に埋没し、3回以後の会合を開くには至らなかった。

(3) 総本部明渡しとバザー

平成8年10月17日、市長、議員、市民の会役員、人穴地区の人々が見守る中で、オウム真理教の土地、建物の明渡しが、破産管財人とオウム真理教代表者との間で行われた。その会場は、「富士山総本部」の道場といわれる広間であった。ここに、市民の長年の念願だったオウム真理教の富士宮市からの撤退が実ったのである。しかし、同時に、明け渡された施設で直面した問題は、内外に放置されている物品の処理だった。



▲ 施設が破産管財人に明け渡される

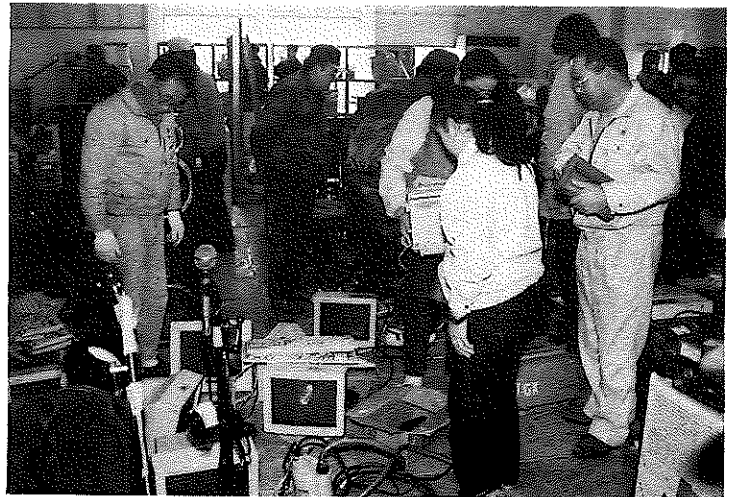
破産管財人は、地下鉄サリン事件、松本サリン事件、横浜弁護士事件等々に伴って生じている50億を超す多額な債務の弁済に当てるため、換金できるものはたとえ1円であっても換金したいと考えていたようだ。破産管財人事務所の試算では、全国の資産等を処分しても

債務の弁済には遠く及ばない状況であったから、その考えは理解できる。そこで、破産管財人が計画したのがバザーである。

まず、上九一色村でバザーが開催された。多くの地域住民と行政の力を借りて実施されたが、200万円余の収入があったとのことである。「富士山総本部」でも収入を得るとともに、将来施設を解体しやすくするために、バザーの開催とその協力が富士宮市に要請された。市としても、「富士山総本部」の解体につながることであるのならばと、要請に応えることにした。

バザーは、平成8年11月15日の施設下調べと物品の選別に始まり、人穴地区住民、市民の会役員、市職員による打合せや準備が行われ、12月7日午前10時から開催された。

当日は天候にも恵まれ、時間前に入場者の列ができるほどになり、道場などに並べられた家具、電気製品等の物品が次々と買われていった。この日、200万円を越す収入があったと破産管財人事務所から報告があった。なお、大型の機械や撮影器材など専門的な物品は、後日、売り渡されたと聞いている。



▲ 富士山総本部で行われたバザー

こうして、「富士山総本部」の内部の整理が行われ、いつでも解体ができる状況になった。

(4) 破産管財人との協議

「富士山総本部」の解体等富士宮市からオウム真理教を撤退させるため、破産管財人と助役、総務部長等市職員は、全国連絡協議会への出席以外に、東京にある破産管財人の事務所へ平成8年8月から12月までの5か月間に都合8回出向いた。もちろん、電話での連絡は頻繁に行った。

破産管財人事務所は、新橋にあり、初めて訪ねたときビルの入口にいた人に事務所の場所を聞くと、口ごもって返事をしてくれない。富士宮市の職員と名乗ってようやく教えてくれた。破産管財人の周辺は危険に満ちていたようである。会議には、隣のビルの会議室が使われた。横にある小さな入口を通り、エレベーターで昇り、会議室に着いたが、いつも入口の

内側には警備の人がいた。会議室では、破産管財人と数人の常置代理人そして破産管財人補佐が対応した。少ない時でも3人の弁護士がいた。

事務所で主に協議したことは、国のオウムへの取組状況、国、県への働き掛け、「富士山総本部」隣接地の廃棄物等の整理、同地への破産管財人としての取組、信者への対応、信者の撤退状況、施設明渡しの実施、解体方法、施設の市への無償譲渡等々であった。

この協議の中で破産管財人は、土地、施設の処分方法として、初めはそのまま売却したいとの考えを示した。施設を解体して土地だけを売却するのでは、解体費用が多額になり、債務の弁済に当てる経費が減ってしまうというのがその理由であった。しかし、不必要な施設を取得した上、その取壊しをしなければならないため、購入する団体や人が見つからず、自衛隊による解体、無償での譲渡に伴う自治体での解体等の考えが出された。

最後に提案されたのが、破産管財人が施設を解体するので、富士宮市で土地を購入して欲しいという方策であった。12月20日、破産管財人事務所を訪問した最後の日になる。出席者は、破産管財人、常置代理人2人、管財人補佐1人であった。土地の購入金額を取り決め、その場で市長に連絡、市長が決断してのことである。同時に、あと11日しかないが年内に売買契約を締結したいとその日に決定した。

(5) 施設の解体と土地取得

平成8年12月26日午後2時、富士宮市役所において渡辺富士宮市長と阿部破産管財人との間で、関係者が見守る中、「富士山総本部」がある土地の売買契約の締結が行われた。

契約後、解体工事は順調に進み、平成9年3月、富士山をバックにそびえていたオウム真理教の人穴の施設「富士山総本部」の姿は消えた。

土地購入費は3,300万円であった。



▲ 富士山総本部解体作業

また、施設周辺の人穴地区の人々は、オウム真理教と松本智津夫を相手に損害賠償を求めて訴訟を起こしていたが、原告の勝訴になり、「富士山総本部」隣接地の抵当権も人穴地区住

民129人のものとなり、結局、平成9年10月、富士開拓農業協同組合がこれを人穴地区住民から買い取って決着をみた。今後、地域の活性化に役立てることになろう。



▲ さら地となった「富士山総本部」跡地

10 19回に及ぶ特別委員会開催

－積極的に活動した市議会－

平成元年11月、富士宮市議会定例会本会議で、議員がオウム真理教に関する居住実態、税、就学状況など14項目に及ぶ質問を行った。市議会ではオウム真理教が取り上げられたのは、これが最初である。また、同定例会で、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書」が全会一致で採択された。11月3日に横浜市で、坂本弁護士一家拉致事件が発生した月のことであった。

その後、議会の場での表立った動きはなかったが、平成7年3月20日に起こった地下鉄サリン事件を契機に、再び議会の動きが活発になった。4月市議会議員選挙が行われ、新しい議員構成になった市議会は、5月16日、22日と続けて全員協議会を開催してオウム真理教の現況と富士宮市の対応の報告を求め、6月2日には臨時会を開催、オウム真理教の解散請求の意見書並びに要望書を議決、国と東京都に提出した。

そして、その月に開催された6月定例会で、宗教法人オウム真理教対策特別委員会を設置した。委員会は11人で構成し、

- ① 富士宮市にかかわる一切の事項
- ② 完全撤退までの対策

を調査事項として掲げ、平成7年6月23日に開催された第1回から平成9年5月9日の第19回まで熱心な質問や調査が行われた。

特別委員会は、委員長報告によると次の議題で開催された。

平成7年には、

6月23日 正副委員長の互選

7月 5日 今後の運営及び当局へ要求する資料

7月20日 上九一色村、富沢町にあるオウム真理教施設の視察

7月31日 住民登録の実態、信者の公共施設利用、都市計画法違反、建築基準法違反、農地法違反、水道法違反、就学状況、児童問題、公害苦情、環境汚染、課税・納税、国民健康保険、死亡届、自然公園法等、周辺地図・建物配置図・登記簿

8月 7日 農地法違反

8月21日 静岡県知事等へ農地法違反への対応を要望することの決定

- 9月 6日 農地の原状回復計画書の内容、農地法第3条から第5条の解釈、隣接農地の公的取得
中間報告の決定
- 10月 3日 住民登録の状況、公害に対する対応の経緯経過、納税状況、隣接農地の公的取得、解散命令と破壊活動防止法の適用による資産の取扱いの法的見解、教団に対する国の姿勢
- 10月27日 隣接農地の原状回復状況、隣接農地の公的取得の方法と見通し、教団資産の移転状況と市の対応、オウム真理教解散要求の考え、市民運動への助成
- 12月14日 児童手当等の支給状況、児童相談所でのケア状況・退所状況と就学、隣接農地の原状回復状況、納税状況、住民登録の状況、水質汚濁の実態とその調査、水質汚濁の被害に対する氏名不詳の告発と損害賠償訴訟、隣接農地の公的取得と活用方法、資産隠しへの対応、人穴地区住民の損害賠償訴訟と市の対応

の10回開催された。

平成8年には、

- 2月 5日 12月14日と同様の議題及び信者に対する市の相談窓口設置、全国の関係都市の対応
- 4月16日 住民登録の状況と富士宮市が最終拠点になる恐れ、納税状況、隣接農地の原状回復状況、水質汚濁の実態とその調査、隣接農地の公的取得と活用方法、人穴地区住民の損害賠償訴訟への対応、市民運動への助成と相談窓口設置及び信者への更生対策、他自治体と市のオウム真理教対策予算、(株)グルマパーラへの資産隠しに対する詐欺行為の取消し請求訴訟の状況及び課税・納税の状況
- 5月13日 住民登録の状況、相談窓口の設置と相談状況、信者の社会復帰対策・帰郷支援への市対応・県への助成措置要請、隣接農地原状回復状況・公的取得と活用方法、資産隠しの否認訴訟の状況・公的買収方法と国の助成の働き掛け、オウム対策関係自治体・地域住民連絡協議会等全国組織への取組
中間報告の決定
- 7月10日 住民登録問題、隣接農地の原状回復とその取得及び富士山総本部の土地・建物の公的取得、オウム相談室設置と信者の社会復帰、国・県への要望
- 9月 9日 破産管財人及び内閣内政審議室長との面談のまとめと面談結果の所感と対策、全面撤退の発表の状況把握、信者の社会復帰とケア対策

10月11日 信者の退去状況と破産管財人の今後のスケジュールの把握、納税状況と滞納処理、農地法違反の処理状況、富士山総本部と隣接農地の公的取得及び利用目的、信者の社会復帰とケア対策

11月26日 信者の退去状況の最終報告、納税状況と滞納処理、農地法違反の処理状況、富士山総本部と隣接農地の公的取得及び利用目的、オウム事件を風化させない方策、富士山総本部施設内のゴミ処理とバザーへの市の協力体制

の7回開催された。

平成9年には、

1月30日 富士山総本部建物の撤去と市の土地取得の経過および国・県等の財政支援、隣接農地の公的取得又は他団体による取得、富士山総本部跡地と農地の活用

5月9日 富士山総本部の土地取得と活用、オウム事件の背景と反省
委員長報告の決定

の2回開催された。

また、市議会が構成メンバーとなった宗教法人オウム真理教対策特別委員会協議会は、

平成7年7月20日 人穴の広見公会堂での人穴区民からのオウム真理教に関する意見聴取

平成8年6月7日 弁護士を招いて、オウム真理教に関する法的問題の研修

の2回が開催された。

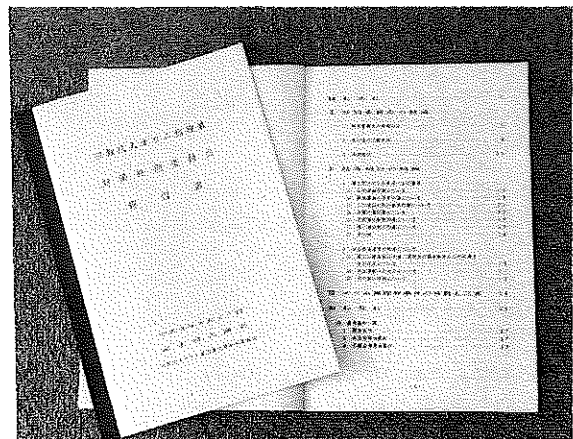
平成8年8月21日には、破産管財人及び総理府内閣官房内閣内政審議室長との面談を行い、関係者等の意見や法的見解を把握した。

市民運動への参加も積極的だった。「オウム教を解散させる富士宮市民の会」の結成と活動にも全面的な支援体制を敷いた。また、「人穴区オウム真理教対策委員会」の活動にも、市民の会の一員として強力にバックアップした。

市では議会からの要求により、特別委員会に出席し、資料説明や委員の質問への答弁に当たった。請求資料は70件にも及んだ。

特別委員会の報道関係者の傍聴は、毎回のことだった。

委員長報告は、平成9年6月富士宮市議会定例会本会議で行われた。全会一致で承認され、オウム真理教対策特別委員会はその調査を終了した。

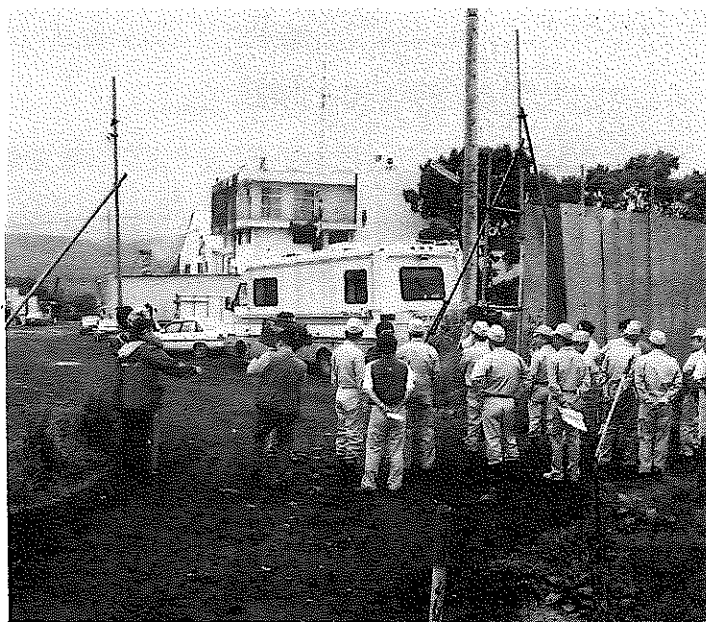


▲ 特別委員会報告書

特別委員会での質疑を公開したことで、市民への現状報告も行われるところとなり、多くの市民のコンセンサスを得ながら、市と議会が一体となって事に当たることができたと言える。



▲ 市議会議員による現地調査
(写真提供：岳南朝日新聞社)



11 市民団体の活動

－立ち上がった市民団体－

(1) オウム教を解散させる富士宮市民の会の結成と活力

犯罪集団オウム教を直ちに解散させよう

オウム教信者の目を醒まさせ故郷に帰そう

オウム教から美しい富士山を取り返そう

オウム教対策に全市民が一致団結して立ち上がろう

以上4つのスローガンを掲げて、平成7年10月18日、富士宮市民文化会館大ホールで「オウム教を解散させる富士宮市民の会」の結成大会が開かれた。会場には、1,300人にも及ぶ市民が詰め掛け、オウム真理教の解散に向けて立ち上がった。富士宮市区長会がその中心的役割を果たした。

結成大会の3日後の21日、「富士山総本部」前で抗議集会が開かれた。当日は、富士ミルクランド駐車場に市民700人が集結、総本部前の富士開拓農業協同組合人穴支所までシュプレヒコールを上げながら行進、市民の会代表幹事が抗議文を読み上げて、オウム真理教の代表者に手渡した。市民の意思の直接表明であった。

また、日を経ることなく30日には、「オウム真理教の早期解散命令を求める要望書」を市民8万6,205人の署名を添えて、東京地方裁判所へ提出した。奇しくもこの日の午後3時に、東京地方裁判所はオウム真理教に解散命令を出した。

さらに、市民の会では11月11日に幹事会を開いて、



▲ 富士山総本部前での抗議行動(写真提供 市民の会)

① 市民のだれもができる運動の展開

ア 市民の会ニュースを発行する。

イ 人穴にあるオウム真理教の富士山総本部と称される施設前での抗議行動を実施する。

ウ ステッカーを作成して全世帯に配布し、玄関先等に貼っていただく。

② 人穴区住民の損害賠償請求を全面的に支援する。

③ 農地の公的取得を行政に要請する。

④ 行政、議会、市民の会による懇談会を実施する。

などの今後の基本方針を決め、市民運動を展開した。

市民の会ニュースは、平成7年12月15日と平成8年9月15日の2回発行された。1回目は、1面では代表幹事のあいさつと10月21日の抗議集会の写真、2、3面では会の活動の写真と今後の活動方針を、4面では人穴区オウム対策委員長と人穴小学校PTA会員の言葉などが掲載された。

この市民の会のニュースと一緒に、ステッカー「オウム出て行け」が全戸に配布された。

2回目は、交代した代表幹事のあいさつと「富士山総本部」の写真、2、3面では活動経過の表と写真での紹介、用語の説明、4面では100円募金運動の成果、市民の会の会計報告などが載せられた。

抗議集会は、2回目が平成8年2月13日に実施された。400人を超す市民が集まり、特に信者の帰郷を呼び掛けた。「私達は、先の申入書において、あなた方信者に対し、事実を直視する勇気、過ちを正す勇気、行動する勇気を持つことを訴えた。このことは、刑事裁判の状況、解散命令とその手続が進行する中、なお一層の意味を有するものと確信する。私達は、再度申し入れる。信者よこの地を去れ！この地から旅立て！」と申し入れた。

同日の夜、人穴の広見公会堂で、市、市議会オウム真理教対策特別委員会、オウム教を解散させる富士宮市民の会、人穴区オウム真理教対策委員会の報告会が開催され、それぞれが取り組んだ経過を伝え、今後のオウム真理教への対応を協議した。

また、富士宮市長に対し、2月28日に5項目の要望が出された。関係四者によるオウム真理教対策協議会の設置、オウム教対策にかかわる財政措置、農地の公的取得のための農事調停の可能性、市民の会の会議会場の確保、オウム教対策の窓口設置がその内容である。

これを受けて市からは、四者連絡会を設置、財政措置は臨機応変に対応、公的取得の在り方を検討、市役所会議室の使用可、近く専門職員を配置、総合的な窓口は行政課などとの回答をした。

3月3日からは、会の運営、事業、人穴の訴訟などの費用にと100円募金が始められた。募金は、300万円近くに上ったとのことである。これは、市民がオウム真理教撤退の望みを市民の会に託した現れであった。

4月25日、5月27日には、破産管財人から呼び掛けられたオウム対策関係自治体・地

域住民連絡協議会の準備会及び結成協議会に参加した。

その後、市民の会が要望し、市が対応して設置された四者連絡会の開催が進められた。四者とは、市、市議会宗教法人オウム真理教対策特別委員会、オウム教を解散させる富士宮市民の会、人穴区オウム真理教対策委員会である。会議では、それぞれの対策、活動などを報告、連絡し合い、共同の事業計画作成や各団体の活動の糧にした。

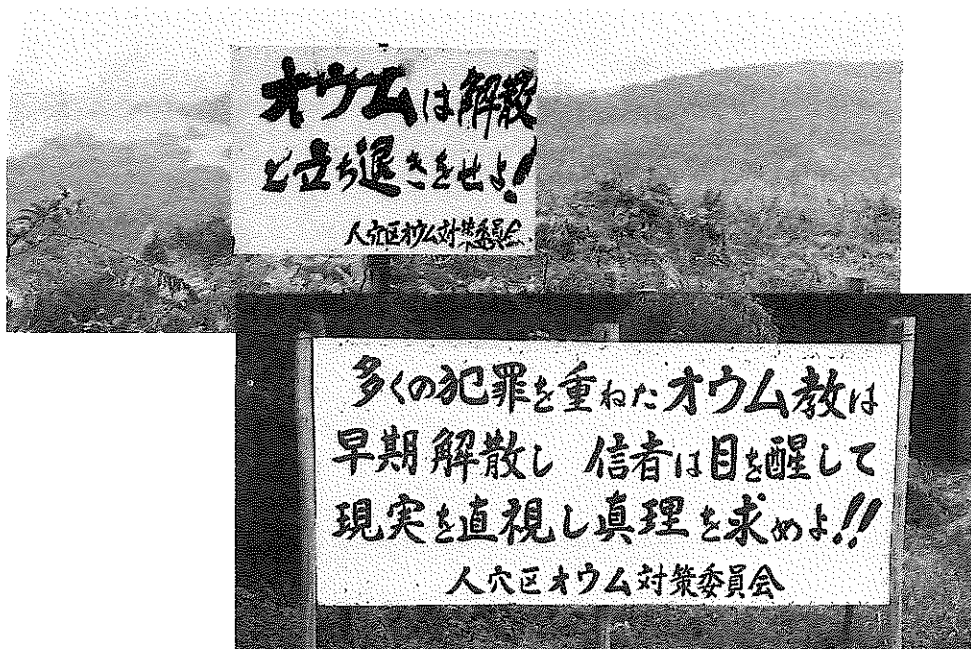
共同で実施したことの一つに、講演会「オウム信者の実態」の開催がある。講師は、オウム真理教脱会者の相談団体カナリヤの会の滝本太郎弁護士で、命をねらわれた体験を交え、恐るべきオウムの実態を示した。講演に先立ち、オウム真理教家族の会会長が元信者であった子息と参加し、あいさつに立ち、会場に詰め掛けた市民等に語りかけた。

四者連絡会は、合わせて8回開催され、オウム真理教を富士宮から撤退させる大きな力となった。

(2) 人穴区オウム真理教対策委員会

人穴へ進出したオウム真理教は、「富士山総本部」建設、宗教活動、就学などに際して、地域周辺の人たちに大きな心労や不安を与えた。このままでは人穴地域が危ない、何とかしなければとの思いから、平成2年12月に「人穴区を明るくする会」が結成された。しかし、オウム真理教の行動は年を追って激しくなり、「富士山総本部」への警察の捜査も繰り返された。報道関係者も大挙して押し寄せ、空にはヘリコプターの爆音が満ちた。住民の不安は極度に高まり、オウ

ム真理教を早期撤退させ、一日も早く心配のない住み良い地域を取り戻すためにと、平成7年7月20日に「人穴区を明るくする会」を、「人穴区オウム真理教対策委員会」と具



▲ 地元住民の抗議看板

体的な名称に改組し、活動を進めた。

会則では、

- ① オウム真理教の早期完全撤退を求める対策
- ② 地域住民の生活に耐えがたき支障を与える諸問題
- ③ 地域の教育環境をとりまく弊害の排除
- ④ 地域の自活に非協力の是正

との活動事項を定めている。

委員会の役員は、昼も夜も会の活動に携わる毎日となり、乳牛の飼育時間以外は活動に充てるような状態であった。

委員長の活動記録によると、平成7年7月が18日間、8月が14日間、9月が21日間、10月が22日間と連日その対応に追われている。平成8年もこのような状態が続いた。

活動の一つとして、損害賠償請求訴訟が検討された。人穴区オウム真理教対策委員会、周辺住民代表者、静岡県弁護士会、市民の会代表による懇話会の結果、単に被害に対する損害賠償請求ではなく、オウム真理教の撤退を実現するための手段として提起することになった。訴訟のため、人穴正副区長、町内会長などを中心にオウム真理教富士宮訴訟原告団が結成された。オウム真理教と松本智津夫とを被告とした406人の人穴の住民からの訴状は、平成8年1月26日、静岡地方裁判所富士支部に提出された。総額1億3,890万円の支払いを求めたものである。

同年12月20日、静岡地方裁判所でこの訴訟の判決が出された。請求金額全額の支払いを命じたものである。これは、人穴でオウム真理教が地域周辺の人たちに、様々な不安、恐怖、危機感などを与えた責任を認めたものである。

この判決を受け、「富士山総本部」の隣接地1万9,255平方メートルに設定されている松本智津夫の金銭消費貸借権を差し押さえるため東京地方裁判所に訴えを起こし、その結果、抵当権は129人の住民のものになった。

平成9年10月13日、オウム真理教被害対策静岡弁護士事務局長等の立会いの下、富士開拓農業協同組合長、土地所有者代理人、オウム真理教富士宮訴訟原告団長の間で、長い間の懸案だった旧「富士山総本部」隣接地の取得が調印された。富士開拓農業協同組合が所有者から土地を購入する契約、同時に、抵当権抹消の解決金を所有者が抵当権者に支払う確約がそれぞれ行われた。

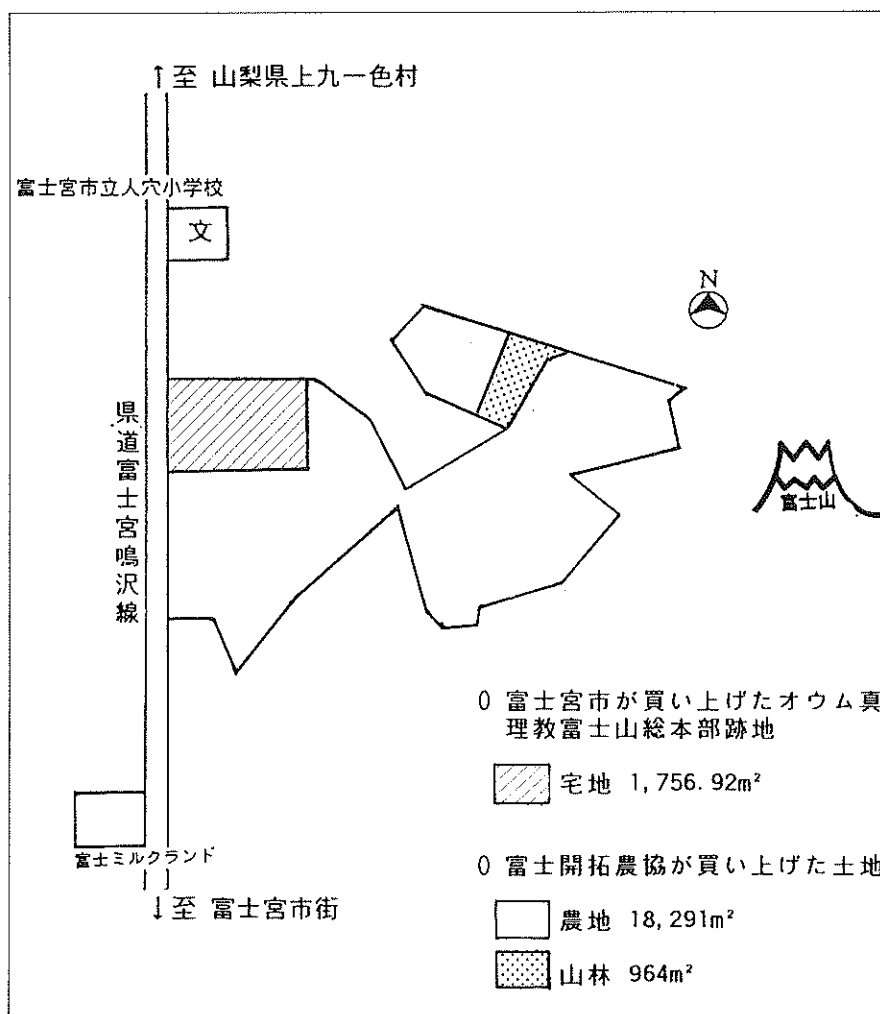
平成9年10月18日、富士開拓農業協同組合により「富士山総本部」跡地で、オウム跡

地お清明神事式が開催され、多くの関係者が出席、感慨を新たにした。

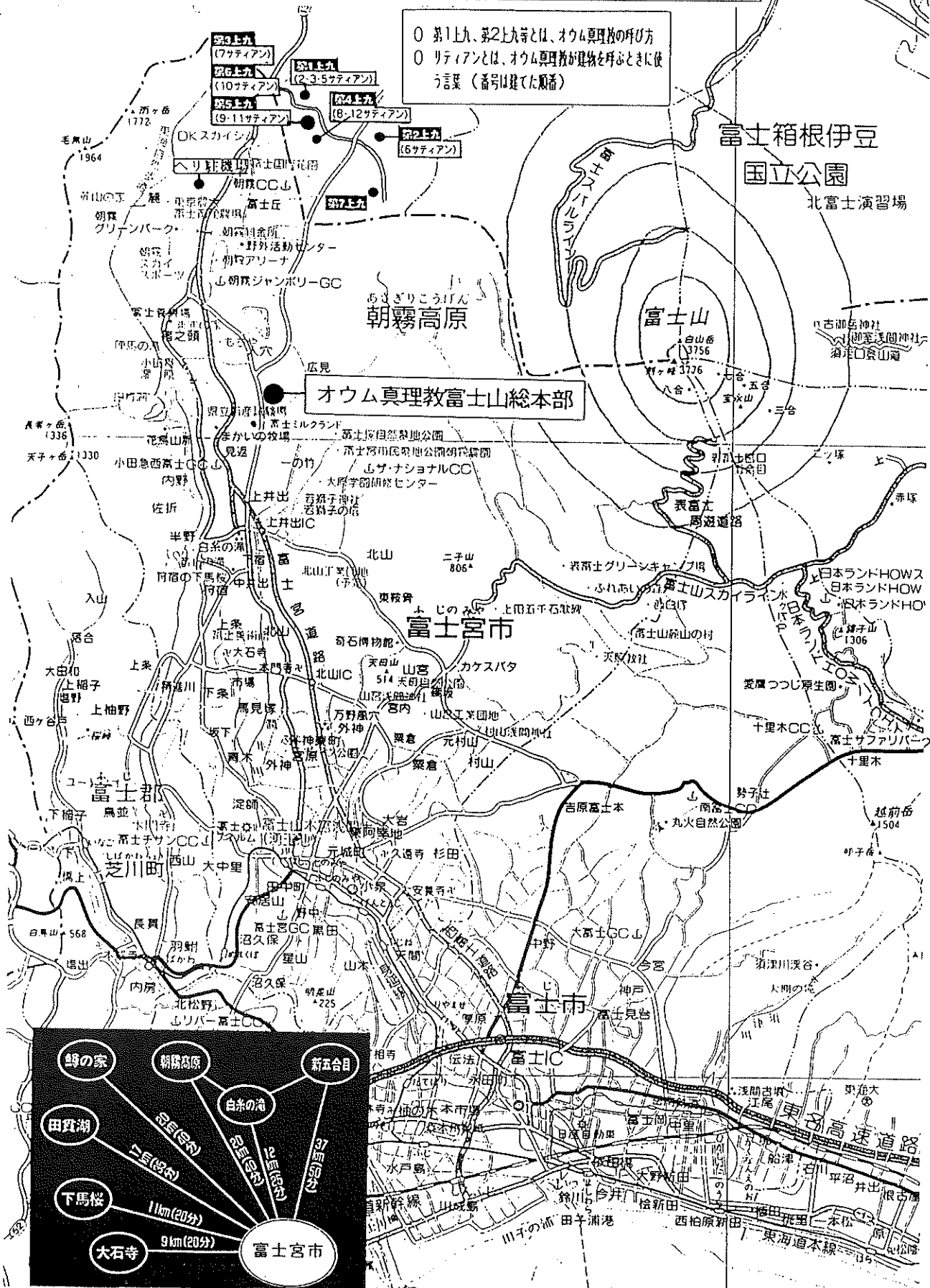
その後引き続き、人穴区オウム真理教対策委員会報告会が、富士ミルクランドで行われた。参加団体は、富士宮市、富士宮市議会、富士宮市農業委員会、富士宮警察署、富士開拓農業協同組合、オウム教を解散させる富士宮市民の会、オウム真理教富士宮訴訟原告団、オウム真理教被害対策静岡弁護士団、富士宮市立人穴小学校、静岡県開拓生産農業協同組合連合会であった。

平成8年10月17日、「富士山総本部」から信者撤退。平成9年3月28日、施設解体後の「富士山総本部」跡地を富士宮市が取得、同年10月13日、旧「富士山総本部」隣接地を富士開拓農業協同組合が購入。

跡地はきれいに整備され、人穴地区は以前の平和な酪農地帯に戻った。



オウム真理教富士山総本部周辺図



年

表

- 昭62.12. (1987) ・富士宮市人穴にオウム真理教進出（大型バス、コンテナ、テント等で生活）
- 昭63. 2.23 (1988) ・松本智津夫が富士宮市人穴381番1の宅地1,347.98平方メートルを取得
- 2.27 ・富士宮市人穴381番1の隣接農地を農地以外に使用していると農業委員から通報
3. 3 ・市、市農業委員会による最初の農地の現地調査。以後80回を超える現地調査を実施
3. ・富士宮市人穴381番地の1へ6人が住民登録
4. 5 ・人穴住民から富士山総本部のばい煙についての苦情
・市はばい煙についての行政指導を実施。以後必要に応じて実施
- 5.18 ・教団は市に2階建て倉庫兼ヨーガ道場の建築確認申請書を提出
・以後昭和63年中に2棟の建築確認申請書を提出
8. ・教団施設に居住する子供2人が人穴小学校へ編入
12. ・富士宮市人穴に富士山総本部の建物3棟が完成
- 平元. 4.13 (1989) ・松本智津夫が富士山総本部の隣地人穴381番2の宅地408.94平方メートルを購入
- 8.25 ・東京都がオウム真理教の宗教法人を認可
- 8.29 ・松本智津夫は富士宮市人穴の宅地をオウム真理教に寄附
10. ・教団施設に居住する子供1人が西富士中学校へ編入（数日登校したが、平成2年1月に市外へ転出）
- 10.14 ・人穴住民から富士山総本部の騒音についての苦情。以後度々苦情を受ける
- 10.17 ・市は騒音についての行政指導を実施。以後継続して行政指導実施
11. 3 ・横浜市で坂本弁護士一家拉致事件発生
- 平2. 2.11 (1990) ・衆議院議員選挙にオウム真理教は「真理党」と称して25人出馬
5. ・富士山総本部に居住する子供が人穴小学校に登校しなくなる
- 5.25 ・人穴住民より富士山総本部からの悪臭について苦情を受ける
- 10.22 ・熊本県警等は、熊本県波野村での国土利用計画法違反、公正証書原本不実記載等で、富士山総本部など全国14か所を強制捜査
- 11.18 ・富士山総本部など全国8か所を家宅捜索

- 12. 1 ・人穴地区住民は「人穴区を明るくする会」を結成
- 平 4 . 3.11 ・教団は市に 4 階建て事務所（スタジオ）の建築確認申請書を提出
(1992)
- 6.10 ・農業委員会は農地法違反の案件として県へ報告
- 平 5 .10.13 ・消防本部は富士山総本部の屋外貯蔵所に対して危険物施設の許可
(1993)
- 11.11 ・消防本部は富士山総本部の自家用給油取扱所に対して危険物施設の許可
- 平 6 . 3. 3 ・教団は富士宮市麓の原野を競売により取得
(1994)
- 4. ・教団は富士山総本部施設横で白い蒸気のようなものを発生させる装置を十数台並べて作動
- 6.27 ・長野県松本市でサリン事件発生
- 夏 ・富士宮市麓の教団所有の原野に旧ソ連製大型ヘリコプターが置かれる
- 7.15 ・住民登録の件で上九一色村と協議
- 7.28 ・信者の転入阻止と実態調査について県市町村課と協議
- 8.30 ・教団の建設部担当者に建物工事開始の件について指導
- 10.28 ・消防本部は移動タンク貯蔵所に対し危険物施設の許可
- 12. 9 ・市は第 1 回オウム真理教関係連絡調整会議を開催（情報交換）
- 平 7 . 2.10 ・教団の住民登録担当者と面談（2月 1 7 日、4月 1 0 日・20 日にも面談）
(1995)
- 2.28 ・目黒公証人役場事務長の拉致事件発生
- 3.20 ・東京都で地下鉄サリン事件発生
- 3.22 ・警視庁は目黒公証人役場事務長の拉致事件で富士山総本部を含む関連施設 2 5 か所を家宅搜索開始。以後富士山総本部へは 1 8 回の搜索
- 3.23 ・静岡県警は富士山総本部前の県道で車輛検問を開始
- 3.30 ・消防本部の立入り検査でヘリコプター置場に航空機用燃料が無許可で置かれていたため撤去を指導
- 4. 7 ・市は第 2 回オウム真理教関係連絡調整会議を開催（情報交換）
- 4.10 ・教団から住民登録してある者には、児童生徒は含まれていない旨の説明
- 4.14 ・上九一色村の教団施設から 53 人の児童が保護される
- 4.21 ・教育委員会は教団から就学希望を受ける
- 4.23 ・教団幹部の村井秀夫氏刺殺事件発生
- 4.26 ・市長は記者会見で住民登録と就学について基本方針を発表
- ・市は教団の居住者リストの提出を請求

- 4.27 ・山梨県中央児童相談所に保護された児童５３人中、１４人が静岡県中央児童相談所に移送
- 5.15 ・教団は農業委員会へ農地の原状回復計画書を持参（市は完了期限等を指示）
- 5.16 ・麻原彰晃こと松本智津夫を殺人容疑で逮捕
 - ・市は市民が集まる課や施設に対して注意を要請
 - ・市議会全員協議会を開催（当局の対応について協議）。２２日にも開催
- 5.17 ・県は富士山総本部に建築基準法に基づく立入り調査を実施
- 5.20 ・公安調査庁はオウム真理教を破壊活動防止法に基づく調査対象団体に指定
- 5.25 ・市長は静岡県知事あてにオウム真理教対策の要望書を提出
- 5.31 ・人穴区長は市長あてにオウム真理教対策について要望書を提出
- 6. 2 ・市議会は臨時会において宗教法人オウム真理教の解散請求の要請に関する意見書の提出を議決
- 6. 5 ・市議会は治安対策等について自治大臣に要望
 - ・人穴区は捜査終了後においても警戒警備を続けて欲しい旨の要望書を富士宮警察署に提出
- 6. 6 ・消防本部は富士山総本部を消防法に基づき立入り検査
- 6. 8 ・市長は富士宮警察署及び静岡県警察本部に、警備詰所の設置等警戒警備強化の要望書を提出
- 6.12 ・教団は市へ居住者リストを提出
- 6.15 ・県住宅建築課、富士土木事務所は富士山総本部に立入り検査を実施
- 6.21 ・市は富士山総本部で居住実態調査を実施
- 6.23 ・市議会は宗教法人オウム真理教対策特別委員会を設置。以後１９回開催
- 6.26 ・市は庁内組織の富士宮市オウム真理教対策委員会を設置。以後随時会議を開催
- 6.29 ・野中自治大臣が富士山総本部を視察
- 6.30 ・東京地方検察庁と東京都は宗教法人オウム真理教の解散請求を東京地方裁判所に提出
- 7. 3 ・市は教団に信者の転出指導を依頼
 - ・教団は農業委員会に農地の原状回復計画書を提出
- 7. 6 ・市は居住実態調査で確認できなかった４４５人の信者に対し転出指導を実施（７月７日までに１０９人が転出届を提出）
- 7.12 ・市はオウム真理教問題で人穴区住民の意見を聴取

- 7.20 ・人穴区は「人穴区を明るくする会」を発展的に解消し「人穴区オウム真理教対策委員会」に改組
- 7.31 ・静岡県警はオウム真理教の警備の拠点として富士宮警察署人穴臨時警備派出所を設置
- 8.17 ・深谷自治大臣が富士山総本部などを視察
 - ・市長は教団に転出届・農地法違反・廃棄物処理問題等の申入書を提出
- 8.21 ・人穴区、市議会は県及び県議会に対し、農地法違反についての陳情書、要望書を提出
- 8.29 ・転出届、農地法違反、廃棄物処理等の申入書の回答が教団から市に提出
- 9.11 ・田沢法務大臣が富士山総本部などを視察、市長が陳情
- 9.12 ・市は指名手配者、退会者等15人の住民登録を近く抹消することを発表
- 9.18 ・人穴区の「オウム真理教対策委員会」は富士山総本部周辺に教団の撤退を求める立看板等を設置
- 9.21 ・オウム真理教信者18人を職権で住民票消除
- 9.27 ・「オウム教を解散させる富士宮市民の会」結成準備会を開催
- 9.28 ・区長会等はオウム真理教の完全撤退の要望書を市長に提出
- 10. 2 ・市議会宗教法人オウム真理教対策特別委員会第1回中間報告
- 10. 3 ・教団は富士山総本部の建物4棟とその敷地、ヘリ駐機場の敷地を教団関連会社「(株)ダルマパーラ」に移転のため登記申請
- 10.18 ・「オウム教を解散させる富士宮市民の会」結成大会を市民文化会館大ホールで開催
(約1,300人参加)
- 10.21 ・富士宮市民の会は富士山総本部前で抗議集会を開催。教団に退去の申入れ
- 10.30 ・富士宮市民の会は東京地方裁判所に「オウム真理教の早期解散命令を求める要望書」を提出(市民86,205人の署名)
 - ・東京地方裁判所はオウム真理教の解散命令を決定
- 11. 2 ・教団は解散命令に対して東京高等裁判所に即時抗告
- 12.14 ・裁判所執行官は教団の資産を仮差押え
 - ・法務省はオウム真理教に破壊活動防止法の適用手続
- 12.18 ・富士宮市民の会は農地の公的取得を市長に要望
- 12.19 ・東京高等裁判所は即時抗告を棄却

平8. 1.10 ・清算人は解散命令確定に伴う債権届出公告
(1996)

- 1.12 ・清算人は(株)ダルマパーラと一部の信者に対し、清算手続逃れの財産隠しだとして移転登記の抹消を求める訴えを提起
- 1.18 ・東京地方裁判所は財産保全仮処分を決定
- 1.23 ・静岡地方裁判所執行官、清算人は財産保全仮処分執行
- 1.26 ・富士宮訴訟原告団（人穴区住民４０６人）は静岡地方裁判所富士支部に損害賠償請求訴訟を提起
- 1.31 ・最高裁判所は教団側の特別抗告を棄却
- 2.13 ・富士宮市民の会は富士山総本部前において撤退を求め抗議集会を開催
 - ・富士宮市民の会は市、市議会宗教法人オウム真理教対策特別委員会、人穴区オウム真理教対策委員会、地元住民等と懇談会開催
- 3. 3 ・富士宮市民の会は１００円募金を呼び掛け新聞に掲載
- 3.28 ・オウム真理教に破産宣告
- 4. 1 ・オウム真理教問題の専門職として課長級の職員を市民課内に配置
- 4. 3 ・市民課内にオウム相談窓口を開設
- 4. 5 ・オウム真理教破産管財人が富士山総本部に立ち入り資産調査を実施
- 4.16 ・四者連絡会の設置、開催。（市・市議会宗教法人オウム真理教対策特別委員会・オウム教を解散させる富士宮市民の会・人穴区）以後随時開催
- 4.25 ・破産管財人は教団施設のある８自治体と７市民団体等に働き掛け「オウム対策関係自治体・地域住民連絡協議会」の発足を協議
- 5.10 ・オウム真理教破産確定
- 5.27 ・教団施設のある自治体と市民団体による「オウム対策関係自治体・地域住民連絡協議会」が発足（１３自治体、１２市民団体）
- 6. 3 ・市は信者の社会復帰と帰郷支援対策として、市役所１階に「オウム関係相談室」を開設
- 6.11 ・移転登記抹消を求めている訴訟の口頭弁論で、教団側は破産管財人の請求を認諾、富士宮市麓のヘリコプター駐機場の土地、東京都の亀戸道場の土地・建物、群馬県高崎市の建物の移転登記が抹消
- 6.14 ・移転登記抹消を求めている訴訟の口頭弁論で、教団側は破産管財人の請求を認諾、富士山総本部の土地・建物及び藤枝市の土地の移転登記が抹消
- 6.26 ・四者連絡会は滝本弁護士及び元オウム信者を招き市民文化会館小ホールにおいてオ

ウム対策講演会を開催（参加者約４００人）

- 6.28 ・破産管財人は富士山総本部に立ち入り信者に退去勧告
 - ・破壊活動防止法弁明打切り
- 7. 8 ・市議会宗教法人オウム真理教対策特別委員会第２回中間報告
- 7.11 ・法務省、公安調査庁は公安審査委員会に破壊活動防止法に基づく解散指定請求
- 7.19 ・市は信者の社会復帰対策貸付金制度を制定
- 7.22 ・静岡県知事が富士山総本部を視察、地元住民代表と懇談
- 8. 1 ・静岡県は管内１１の出先機関により「オウム真理教信者社会復帰対策関係出先機関連絡会議」を設置し、富士県行政センターに「総合相談窓口」を設置
- 8. 7 ・教団は９月下旬までに富士山総本部から撤退する方針を発表
- 8.21 ・市議会特別委員会、市等は内閣官房内閣内政審議室長と面談し国の対応等について協議
- 9.25 ・第１回債権者会議（東京地方裁判所）
 - ・破産管財人は富士山総本部に立ち入り信者に退去を勧告
- 10. 1 ・教団は富士山総本部から１０月２０日までに退去すると約束
- 10.15 ・富士宮市民の会は人穴臨時派出所の存続要望書を富士宮警察署に提出
- 10.17 ・オウム真理教が富士山総本部から撤退
- 10.22 ・富士山総本部明渡し後の住民実態調査実施
- 10.31 ・信者４２人を職権で住民票消除（信者の住民登録はなくなる）
- 11. 8 ・オウム被害損害賠償第３回口頭弁論が行われ結審
- 11.15 ・破産管財人がバザーの実施のため旧富士山総本部を下見
 - ・富士宮市民の会は市長あてに跡地利用等について要望書を提出
- 11.19 ・破産管財人がバザー実施のための値札付け等実施
- 12. 3 ・旧富士山総本部においてバザーの準備
 - ・県知事、市長は旧富士山総本部買い上げ等について、自治省に支援協力を要請
- 12. 7 ・破産管財人は旧富士山総本部でバザー実施
- 12. 9 ・富士宮警察署人穴臨時警備派出所を閉鎖
- 12.20 ・オウム被害損害賠償裁判判決（原告全面勝利）
- 12.26 ・市は破産管財人と旧富士山総本部跡地取得の調印
- 12.27 ・市民課に設置したオウム相談窓口を閉鎖

平 9 . 1 . 6 ・旧富士山総本部解体作業開始
(1997)

- 1.23 ・被害対策弁護団が農地の抵当権差押え申立て
- 1.27 ・農地の抵当権差押え決定
- 1.31 ・公安審査委員会は破壊活動防止法請求棄却
- 2 . 8 ・人穴地区住民訴訟原告団代議員総会において、農地等を富士開拓農業協同組合へ売却する方針を決定
- 2.19 ・破産管財人は教団に対する第 2 回債権者会議を開催。オウム事件の被害者などへの配当率が被害者の債権額の約 1 8 % になるとし秋頃中間配当したいとの意向を示す
- 2.27 ・旧富士山総本部の取壊し終了
- 3.28 ・旧富士山総本部の解体作業が終了したことにより破産管財人から市に同跡地引渡し
- 7.14 ・市議会は 6 月定例会において宗教法人オウム真理教対策特別委員会委員長報告を行い特別委員会を終了
- 8.25 ・県は旧富士山総本部跡地隣接農地の農地転用を許可
- 10.13 ・旧富士山総本部隣接農地等を富士開拓農業協同組合が取得する調印式

市行政から見たオウムの記録

発行者 富士宮市

編集 富士宮市オウムの記録編さん委員会

発行年月 平成10年3月

印刷 北洋印刷株式会社